

高島鞆之助と大久保利通との交通

経済学部経済学科教授 三崎 一明

1

大久保利通が明治天皇の内旨を奉じて鹿児島に向かうのは明治2年(1869)12月13日である。途中、大阪で木戸孝允と会談し、明治3年(1870)1月15日に山口で毛利敬親に会い召命を伝える。同月19日には鹿児島に到着し、島津久光と西郷隆盛に召命を伝え、上京を促す。

高島鞆之助が大久保を訪れ、軍務局のことで何事かを相談する(相談内容はわからない)のが、明治3年(1870)1月29日朝である。このとき高島はおそらく野津鎮雄、中村利秋(桐野利秋)、貴島国彦、黒田清綱に同行したものとおもわれる¹。高島が教佐として、一番、四番大隊を督し上京するのは、明治3年(1870)2月と履歴に書いている²。

大久保の日記では、同年2月20日、鹿児島において高島は大久保を訪問している³。これから考えると、高島が教佐として上京するのは2月20日以降である⁴。鹿児島で2月20日に大久保を訪問したあとで、上京することになる。大久保は2月26日に鹿児島を出発して、東京に帰るのは3月12日である⁵。

四番大隊(大隊長野津鎮雄)が東京に到着するのは、明治3年(1870)3月27日である。おそらく一番大隊(大隊長桐野利秋)もおなじか、おなじ頃だと思われる。高島の所属が四番大隊であれ、一番大隊であれ、両隊とも3月末には東京に到着しているので、高島もこれ以降東京在住となる。

同年5月2日東京で、高島は大久保を訪問する⁶。この日、黒田清隆、野津鎮雄、西徳次郎も大久保を訪れている。同年6月15日にも、高島は大久保を訪問している。この日、高島以外に大

1 日本史籍協会編(1969) p.86。

2 杉本編(1893) p.226。

3 日本史籍協会編(1969) p.89。

4 鹿児島県維新史料編さん所編(1979) p.545。高島は一番大隊、二番大隊、三番大隊とともに上京したと記載しているが、正しくは一番大隊、四番大隊、三番砲隊、四番砲隊である。三崎(2008) pp.105-107。

5 宮内庁(1969) 第二、p.281。

6 日本史籍協会編(1969) p.107。

迫貞清、野津鎮雄、大山巖、松方正義、吉井友実が大久保を訪れている⁷。

ところで、高島の所属は一番大隊なのか、それとも四番大隊なのか。高島が一番大隊の所属であれば、明治3年(1870)5月15日に鹿児島に帰り、明治4年(1871)4月10日に鹿児島を出発していることになる。これに対して、四番大隊の所属であれば、明治3年(1870)9月17日頃に鹿児島に帰り、明治4年(1871)4月9日に鹿児島を出発することになる⁸。明治3年(1870)6月15日には、東京で大久保を訪問しているところから、高島は四番大隊の所属であったとおもわれる。

さらに高島についてつぎのような記述がある。明治4年(1871)2月28日のことである⁹。

高島軺之助営繕奉行等出立、東行本丸跡木屋掛ノ賦

高島が営繕奉行として、四番大隊とは¹⁰別行動をしていたならば、高島は明治4年(1871)2月28日に、鹿児島を出発している。本丸跡とは江戸城本丸跡のことで、鹿児島藩・山口藩・高知藩、3藩の御親兵が東京に集結するため、鹿児島藩兵の兵舎建設にかかわる仕事と推測されるが、たしかなことではない。兵部省は市ヶ谷の旧名古屋藩邸を鹿児島藩兵の宿舎とすることを鹿児島藩に通達している。通達の日付は、「辛未 2月」¹¹である。

2

明治4年(1871)7月28日、高島は侍従となる¹²。高島が上京して数カ月のちのことである。そして同年11月12日、総勢106名の岩倉遣欧使節団が横浜を出発する。これに大久保は副使として随行している。明治6年(1873)1月19日、明治天皇が大久保、木戸に帰朝を命じ¹³、大久保がベルリンから帰国の途に着くのは、同年3月28日である。大久保が日本を離れているあいだ、高島と大久保との手紙のやり取りは確認されていない。

明治5年(1872)3月27日、宮内省に侍従番長(五等官)がおかれ¹⁴、1ヵ月後の4月30日に高島は侍従番長となる。さらに1ヵ月後の5月23日から7月12日の期間は、明治天皇の西国巡幸である。高島は侍従番長として、西国巡幸に供奉している。

7 日本史籍協会編(1969) p.114

8 三崎(2008) pp.111-112。

9 鹿児島県維新史料編さん所編(1980)7巻、p.859。今井兼利も明治2年(1869)頃、東京で営繕奉行を務めている。西島(2006) p.118。

10 鹿児島県維新史料編さん所(1980) p.13。

11 辛未は明治4年(1871)である。

12 三崎(2009)。

13 宮内庁(1969)第三、p.14。

14 東京大学資料編纂所編(1998) p.288。

ところで、教導隊が大阪兵学寮から東京に移転するのが、明治4年(1871)12月8日¹⁵、この教導隊が教導団と呼称されるのは、明治5年(1872)6月27日である。高島の足跡と教導団の足跡とを比較してみると、お互いの足跡に重なるところがない。おそらく高島は、明治6年(1873)にはじめて教導団と遭遇したとおもわれる。教導団歩兵第一大隊・同附属歩兵五番大隊が、陸軍少将曾我祐準すけのり教導団司令長官心得の指揮のもと、明治6年(1873)2月14日から約2ヶ月間、鎌倉で野営演習をおこなっている。陸軍はじめての野営演習である。同年4月14日これを親閲するため、明治天皇は鎌倉に行幸する。

このとき明治天皇に供奉しているのは、宮内卿徳大寺実則、御練兵御用掛岡田善長、大河内正質等である¹⁶。高島が供奉した確証はない。しかし、同月29日の習志野野営演習には明治天皇に供奉していることから、鎌倉行幸時にも、軍事にくわしい侍従として高島は供奉していたとおもわれる。

高島が教導団長に任命されるのは、これより2年のち、明治8年(1875)2月5日である。その教導団をこのとき高島ははじめて目の前にみたとおもわれる。また、鎌倉行在所(鶴岡八幡宮祠宮筥崎博尹の家)において、同月14日4時に軍楽隊が吹奏をしている。これも軍楽隊が陸軍で軍楽を吹奏した嚆矢である¹⁷。

高島は、明治3年(1870)9月8日にも鹿児島藩音楽伝習隊の演奏を越中島できいている¹⁸。おそらくそのときよりも技量のあがった演奏を聞き、音楽がひとの心情に与える効果のおおきさについてみずから体験したこととおもわれる。これが、のち高島が開設者となる大阪惜行社附属小学校の卒業式において軍楽隊が吹奏するお手本だったかもしれない。

音楽がヨーロッパの文化を形成するうえで、あるいはヨーロッパにおける教養を形成するうえできわめて重要な地位を占めているということに、高島が思いをはせたかどうかはわからない¹⁹。

明治天皇は陸軍軍楽隊の演奏がきにいったようで、明治6年(1873)5月30日にも山階宮晃親王、大久保、中山忠能、松平慶永、伊達宗城等とともに、御学問所において軍楽隊の演奏をきいている²⁰。

これよりまえ同年4月29日、習志野(大和田原)野営演習がおこなわれ、高島侍従番長も明治天皇に供奉して、これに参加している。このときの様子をつぎのように語っている²¹。

15 松下(1956) pp.55-56。

16 宮内庁(1969) 第三、p.51。

17 同書、pp.51-52。

18 山口編著(1973) p.26。

19 いわゆる自由7科といわれるなかに、音楽はギリシャ・ローマ時代から組み入れられている。ヨーロッパでの教養の基本はこの7科である。

20 宮内庁(1969) 第三、p.75。

21 高島(1912) pp.34-37。

明治六年彼の西郷隆盛が近衛都督であつた時、陛下始めて大元帥の御職を執らせられ畏れ多くも近衛兵を指揮して習志野まで行軍された(略)。此日近衛都督たる西郷隆盛は、長肥豊大なる偉軀を輕装して、徒歩肅々として之も抜劍のまゝ陛下の御馬の後から扈從し奉つた。(略) 扱て習志野が原は(略) 草茫々たる大平原であつた。(略) 其草原の中に行在所を建てたが、(略) 早さやかなる天幕一張りで僅かに露を凌がせ給う位のものであつた。(略) 夜に入るに従つて益々甚だしくなる風雨のうちに二夜を過させ給ひし御勇武、御忍耐には老西郷を始めとして将校下士卒に至るまで感泣の涙を止める事が出来なかつたと言う事である。

このとき、高島は侍從番長であり、宮内卿徳大寺、御練兵御用掛岡田、大河内等とともに、明治天皇に供奉している。総員約2,800人が隊伍を整えて、明治天皇の指揮のもと、全行程7里28町(30.5km)を行軍し、習志野原に天幕を張って野営している。演習の指揮長官は近衛局長官篠原国幹である。明治天皇は習志野原行幸のため4月29日午前6時、騎馬で皇居を出発して、5月1日午後3時に皇居に帰っている²²。

千葉県の習志野原は、元来大和田原と称されていたところである。これが習志野原と改称されるのは、明治6年(1873)5月13日ことである。明治天皇が大和田原(習志野)野営演習ののち、大和田原を習志野原と命名し、かつ操練場とすることを決めている²³。

3

宮内省事務刷新・省費節減等のため宮内省人事の刷新がおこなわれ、内膳・内匠・調度の三司が廃止となるのは、明治6年(1873)5月17日である。これよりさき、宮内大丞安野公誠、宮内少丞長谷信成、同新納立夫、同世古延世、六等出仕勘解由小路資生、七等出仕竹内節、同池田能清、侍從醍醐忠順、同五條為栄、同伏原宣足、同毛利吉盛、同有地品之允、同中川敬義、同新山信正が更迭される。宮内大丞には秋田県令杉孫七郎、宮内少丞には侍從番長堤正誼、侍從番長山岡鉄太郎が就任する。また判任官以下、女孺以下も整理される²⁴。

宮内省刷新はいろいろな名目で繰り返しおこなわれるが、このときの宮内省刷新は明治政府の財政が厳しく、いわゆる冗費の節減名目でおこなわれている。財政逼迫を理由に、大蔵卿代理井上馨大蔵大輔は各省の予算要求を削減する。これにより明治政府内が紛糾し、大久保、木戸を急遽帰国させる一因となる。井上は大蔵大輔を辞任し、財政は危機的状況にあることを大蔵省三等出仕渋沢栄一とともに建言する。その内容は歳入が4千万円であるのに対して、歳出は5千万円

22 宮内庁(1969)第三、pp.57-59。

23 同書、p.67。

24 同書、p.69。

で、1千万円の赤字財政であり、さらに1億4千万円の負債があるというものである。井上・渋沢の建言は米価を1石2円75銭で計算しているだけでなく他の不都合もあるとの理由で、この建言は取り上げられることなく差し戻される²⁵。ところがこの建言が『日新眞事誌』等の新聞に公表される。このため井上は明治政府から断罪されることになる。すなわち、明治6年(1873)7月20日、司法省臨時裁判所は、「御布告の旨に悖り渋沢栄一両名の奏議書各種新聞に掲載」²⁶したことは禁固40日の刑にすると「特命を以て贖罪金3円」²⁷の刑を井上に対して科している。

このため明治政府は、大蔵省事務総裁に参議大隈重信を任命し、大隈のもとで明治6年度歳入出見込会計表を編成し、この予算表を明治6年(1873)6月9日に公表する。これによれば、明治6年度の歳入見込みは4,873万6,883円28銭3厘、歳出は4,659万5,618円16銭4厘で、財政黒字は214万1,264円81銭9厘となり、国債残高は3,122万4,701円である。また明治6年度の宮内省の経費は643,552円60銭9厘である²⁸。この明治6年度歳入出見込会計表が国の財政収支を公表した嚆矢である。井上・渋沢の建言が功を奏し、政府予算案が公表されたわけである。

ところで、こののち明治11年(1878)6月になって、大隈大蔵卿のもとで、慶応3年(1867)12月以降8期間の歳入歳出決算報告書が作成されている。それをみると、明治6年度(1月から12月)の決算書では、米価を1石3円86銭1厘で計算して、歳入は8,550万7,244円62銭4厘、歳出は6,267万8,600円83銭2厘となっている²⁹。井上・渋沢の建言内容も、大隈の明治6年度歳入出見込会計表も粗雑なものであったということである。

このときの井上と大隈の関係を、渋沢はつぎのように語っている³⁰。

所が六年春になって大隈さんと衝突したのです。井上さんから見れば、大隈は無鉄砲で困る。あんな考で国家が持てる者かと云う。大隈さんから言えば井上は保守頑固で困る。

明治6年度歳入歳出決算報告書では、宮内省の経費は678,204円45銭5厘である³¹。明治6年度歳入出見込会計表の宮内省経費643,552円60銭9厘と比較してそれほど差異はない。また明治8年(1875)7月から明治9年(1876)6月における宮内省の経費は95万円である³²。それゆえ、明治6年度の宮内省経費が削減されたのは確かである。同時に、旧公卿中心に人員削減がおこなわれていることも確かである。旧公卿のおおくのひとが宮内省をおわれることになる。明治は旧

25 色川・我部監修(1990) pp.629-638。

26 「井上馨への裁判申渡書」(1925) p.14。

27 同上。

28 明治文化研究会編(1968) pp.181-184。

29 大内・土屋編(1962)「決算報告書緒言」p.4、「歳入歳出決算報告書解説」p.2、同書、p.82。

30 沢田編(1978) p.237。

31 大内・土屋編(1962) p.83。

32 東京大学史料編纂所蔵版(1998) 附表、p.127。

公卿に厳しい時代であったといえる。

人員刷新は宮内省だけではない。明治4年(1871)11月の大蔵省の職員をみると、以下のようになっている³³。大蔵卿大久保、大輔井上、少輔³⁴吉田清成、大丞渡辺清、同渋谷栄一、同岡本義方(健三郎)³⁵、四等出仕津田出、少丞林友幸、同小野義真、准席山本弘、六等出仕河野敏謙、同北代正臣、七等出仕以下十三等出仕まで78人の職員で構成されている。明治6年(1873)1月では、大蔵卿大久保、大輔井上、少輔吉田清成、三等出仕渋谷栄一、大丞渡辺清、同岡本健三郎、四等出仕郷純蔵、同前島密、少丞林友幸、同大島圭介、同熊谷武五郎、六等出仕牟田口通照、同大田黒惟信、同北代正臣と変わり、七等出仕以下で、明治4年(1871)11月以来残っているのは78人中11人にすぎない。しかも、職階を十五等出仕まで増加して、七等出仕以下十五等出仕まで職員数は136人と大幅に増加している³⁶。大蔵卿大久保が日本を離れる前と、離れたのちとは、大蔵省の職員構成は大きく変化している。このことは租税寮等の各寮にもおよんでいる。各省に人員削減を呼び掛けた大蔵省自身は人員を大幅に増加している。とにもかくにも、大蔵省はわずか1年間で職員構成は大きく変化している。大久保の大蔵省から井上の大蔵省に変化したということである。このことを渋谷はつぎのように話している³⁷。

それ迄の一年半許…廃藩置県が四年七月十四日ですから、それから翌々年の五月迄は、全く井上さんの大蔵省経営の時代でした。

渋谷はつづけてつぎのように語っている³⁸。

大久保さんが(遣欧使節として)出た後を、大久保さんの名に依て、己(井上)が引受けて仕事をするのだから、其時に安場(保和)、谷(鉄心)などは如何とも出来るから、短慮を起すなど云う事が、内々の私共を慰藉することばであった。(略)其年の冬です。大使が出発した後、果して直に彼の安場、谷等の人々は、何れも他に転じて仕舞った。それで井上派の大蔵省になった。(明治)四年から五年に掛けて…。

安場保和は大蔵大丞から租税権頭となり、すぐに岩倉使節団の一員として随行している。では、

33 寺岡編(1979) pp.367-381。

34 和田(1983) p.71。明治時代にはどのように呼称されていたのか。「しょう」か、「しょうゆう」か、それとも「しょうふ」なのか。どちらでもいいのか。

35 高知県の士族、岡本健三郎は明治5年11月26日大蔵大丞になり、同月には博覧会御用掛としてオーストリアに派遣され、明治6年11月29日に帰国している。日本史籍協会編(1997E) 2, pp.229-292。明治7年1月18日に板垣、副島、後藤、江藤、小室信夫、古沢滋、由利公正とともに民選議員設立の建言をする。

36 寺岡編(1980) pp.141-168。

37 沢田編(1978) p.237。

38 同書、pp.240-241。引用文のカッコ内は筆者が挿入したものである。

井上派はだれで、大久保派は誰か。渋沢は語る³⁹。

安場保和、谷鉄心等を、明治四年の廃藩置県後、大久保さんが入れた。是等は井上さんと説
が会わぬです。私とか陸奥宗光、小野善眞、芳川顕正等は井上派になる人です。渡辺清左衛
門、玉乃世履、中村清行等は中間の人だ。

渋沢の語るところによると、安場、谷等は経済についての知識がなく、大久保といえども財政
について精通しておらず、大蔵省は事実上井上の宰領で経営されたが、それでも大久保が日本に
いる間は井上のおもいどおりにはいかなかったようである。大久保と井上の関係を、渋沢はつき
のように語っている⁴⁰。

大久保さんが井上さんにやらして置くのが、真実、井上さんを信任して居るのではない。半
分は用いるけれども、半分は箝制する様に認めた。

それで、大久保が岩倉使節団の一員として日本を離れるとともに、井上は大蔵省の人事の刷新
を断行したということである。このようなことがおこなわれる背景にはつぎのようなことがある⁴¹。

明治最初五六年間は維新創業の際にして官制未だ整備せず、従て各省の権限も亦明ならず。
故に各省事務は其長官の才智如何に依り伸縮するを免れず。

幕藩体制が崩壊し、あたらしい体制を早急につくらなければならないときである。規則も制度
もこれからである。規則や制度があれば、それにもとづいておこなえる。ところが大勢のもので
侃々諤々と規則や制度を決めている時間はない。急がないと、体制がどちらに転ぶのかわからな
い状況である。必然的に、リーダーの判断、実行力がなによりも重要となる時期でもあったとい
える。

4

明治6年(1873)5月26日、大久保が帰朝する。大久保が帰朝を命じられた理由は、ひとつに
は台湾問題であり、ふたつには朝鮮国の無礼に対する問罪であり、みつつにはさきにふれた大蔵

39 同書、p.238。

40 同書、p.249。

41 明治文化研究会編(1968) p.176。

省と各省との確執等があるが、要諦は内閣が纏まらなくなったためである⁴²。ということは、西郷では内閣が纏まらないということでもある。

大久保、木戸の2人が帰国を命じられるのは、明治6年(1873)1月19日である。帰朝命令を受け、大久保は3月28日、ベルリンから帰国の途に着く。木戸の帰国は大久保ののちとなる。

2人に帰朝を命じるのはもちろん明治天皇であるが、だれがそれを進言したのかを考えると、太政大臣三条が思い描かれる。しかしながら、三条が西郷をはばかりず大久保、木戸の帰国を進言するには、2人の帰国を支持する強力なグループが存在したことが考えられる。すなわち大久保を領袖とする鹿児島閥、木戸を領袖とする長州閥が存在したと考えられる。このように考えると、高島は大久保派ということになる。

大久保は明治6年(1873)5月26日に帰朝するが、参議でないので閣議には参加できない。というのも同6年5月2日に「太政官章程」が改正されたためである⁴³。

同年4月19日に司法卿江藤新平、左院議長後藤象二郎、文部卿兼教部卿大木喬任の3人が参議となる⁴⁴。それまでは西郷、板垣退助、大隈の3人が参議である(木戸は遣欧使節団の一員で不在である)。そして同年4月23日、政体潤飾の議が起こる。それは内務省をたて、大蔵省を分割すること、国会をおこして、府県の民情を暢達すること、国法を定立すること、文部の教育を隆にすること等を含むものである⁴⁵。

そして5月2日、太政官職制が改正される。その結果、太政官は正院・左院・右院の3院で構成されるが、権力は正院に集中することになる。太政大臣、左右大臣、参議を3職とし、内閣を設ける。このとき「内閣」という言葉がはじめて使用されている。太政大臣は天皇を輔弼し、万機を統理することを掌り、左右大臣は太政大臣につぐものであり、太政大臣欠席のとき太政大臣代理となる。内閣議官は参議であり、諸機務議判のことを掌るようになる。内閣は、立法、行政事務を議論し、施政をおこなう中心である。すなわち、制度上も参議が中心となる改正である。このときの勅である⁴⁶。

明治四年辛未七月制定する所官省の位置職員の権限各其序を得ると雖も当今の時勢現務上に於て或は其弊なき能わず。故に太政官の職制章程を潤飾す。百官其れ之を奉承せよ。

正院は立法府であり、天皇が臨御して万機を総判するところである。太政大臣・左右大臣がこれを輔弼する。歳入・歳出は正院の専掌事務となり、大蔵省の管掌事項でなくなる。

42 宮内庁(1969)第三、p.14。

43 明治文化研究会編(1968)pp.174-176。pp.187-188。三上(1981)「法規分類大全<官職門>解題」、p.23。

44 宮内庁(1969)第三、p.55。

45 明治文化研究会編(1967)p.348。

46 宮内庁(1969)第三、p.59。明治文化研究会編(1967)pp.348-350。

左院は国憲・民法の編纂を総裁し、命に応じて法案を作成し、諸建白の可否を審議するところとなる。これに各省の卿は出席できる。左院の職制・事務章程が改訂されるのは、同年6月24日である。そしてこの日集議院が廃止となる。

右院は、各省庁の長官・次官が各省庁の事務について可否を議論するところとなり、勅命で臨時に開かれるところとなる。

その結果、大蔵卿大久保の権力の源は閉ざされ、閣議にも出席できない、たんなる省庁の長官となる。改正前の大蔵省は、のちの大蔵省・内務省・逓信省・農商務省・会計検査院の各省庁をあわせたものであり、その強大な権力の中心に大久保がいた⁴⁷。佐伯惟馨によれば⁴⁸、この当時の大蔵省は「大蔵省が所謂国政の七分方を握って居る」⁴⁹状況であった。大久保が岩倉使節団とともにあるときに、この権限が井上の掌中にはいることになる。太政官職制が改正された結果、大蔵省の権限は縮小されることになり、大蔵卿代理井上はこの改正を不服として、かれが辞任する一因となる⁵⁰。

岩倉遣欧使節団一行が帰国するまでおおきな変革をしないという誓約がある。この太政官職制潤飾はそれに違約すると、開拓次官黒田が太政大臣三条に迫る。すなわち太政官職制を「潤飾」というけれど、これはたんなる書き換えではなく、あきらかに改正である。岩倉遣欧使節一行が出発するときに、おおきな改正はおこなわないと誓約をしている。それにもかかわらずこのような改正をおこなうのは誓約違反であるということである。

ところで、太政官職制潤飾を決めたのは西郷内閣である。潤飾案は江藤が作成したとしても、西郷がこれに反対した痕跡はない。大久保はこのため閣議には出席できなくなり、帰朝してから、大蔵省の省務さえかえりみないようになる。太政官職制潤飾によって、大久保が江藤だけではなく、西郷に不信感をもったと考えてもおかしくはない。

5

明治初期は幕藩体制から天皇を中心とした中央集権国家への大革命の直後であり、中央集権国家に見合う制度、対外政策等あらゆるものを短時間に、はじめから決めなければならない緊張した時期である。台湾問題、朝鮮問題、大蔵省分割問題とはべつに、憲法・国会をどのようにするかという国の根幹にかかわる問題が存在している。

宮島誠一郎（米沢藩士）左院少議官儀制課長は、明治5年（1872）4月、左院議長後藤に憲法

47 明治文化研究会編（1968）第9巻、pp.176-177。

48 佐伯惟馨は山口藩出身で、明治5年1月20日現在井上大蔵大輔のもとで、大蔵省十等出仕である。明治7年には大隈大蔵卿のもとで、大蔵省七等出仕になっている。寺岡編（1980）p.38、p.304。

49 沢田編（1978）p.253。

50 明治文化研究会編（1967）p.350。

確立について建言（「立国憲議」）する⁵¹。この建言はあらかじめ左院大議員伊地知正治に相談したうえ、板垣退助に示し、板垣がこれに賛成し、さらにそのうえ板垣が西郷にこれについて相談し、西郷も賛同したものである。憲法を確立し、そして君権を確定する。さらに憲法にもとづいて民法を定め、違反するものには刑法を適用するというものである。そのさい君主独裁とするのは人民を抑圧し、開化を妨げる欠点があると宮島は考える。では、君民同治の制度とするのかというと、それを十分な知識のない状態でおこなうと混乱のもとになるとも考える。それゆえ、君主独裁に君民同治の制度を斟酌して憲法を定めるべきとかがえるが、当面は右院と地方の官吏を民選議院とみなすという内容のものである⁵²。

ところが、左院副議長江藤の意見は、法というものはフランスの5法、刑法・治罪法・税法・商法・訴訟法のように、広く人民に関渉するものであって、帝王自家の法律ではないというものである⁵³。国民中心に考えるべきもので、皇室中心に考えるべきではないということなのであろう。左院議長後藤は江藤に与したため、宮島の建言書を手元において取り上げない。

明治5年（1872）4月25日、江藤は司法卿となり左院副議長をやめる。同年4月30日には、大議員伊地知が左院副議長となる。このとき、大久保がアメリカから一時帰国していたので、宮島は大久保に「立国憲議」を送付する。さらに、宮島は大久保とともに一時帰国した吉原重俊にイギリス、フランスの法律について質問している。

大久保が宮島の「立国憲議」に興味を示し、宮島は自宅に大久保を招いて「立国憲議」について説明をしている。明治5年（1872）5月13日のことである。このとき同席したのは、大隈、西郷、吉井、由利公正、中井弘、吉原、五代友厚、三島通庸等である⁵⁴。その結果、翌5月14日、宮島の建言書は正院にあげられ、国憲編纂事務は左院の仕事となる。5月15日、大久保はふたたびアメリカに行く⁵⁵。このときの送行会に宮島も招かれている⁵⁶。

正院が左院に国会調査を命じるのは同年5月22日であるが、左院にその文書が届けられるのは、同月25日である。明治天皇の西国巡幸（5月23日～7月12日）のために文書の伝達が遅延したとの理由であるが、板垣は国会取り調べ進達を宮島に督促する⁵⁷。

宮島は同年8月、「国会議院手続取調」を作成し、左院議長後藤に提出する。ところが、後藤はこれを議論にふすことなく手元においてしまう。そして、板垣もこの件については時期を失ったとして取り上げてくれない。さらに、西郷は西国巡幸をおえた後は、西国巡幸前とは態度がうってかわり国会設立はおぼつかない状態になる。宮島によれば、西郷は島津久光の怒りにふれた

51 明治文化研究会編（1967）pp.343-345。

52 同書、pp.345-346。

53 同書、p.346。

54 由井編（2004）p.（18）。

55 明治文化研究会編（1967）p.346。

56 由井編（2004）p.（18）。

57 明治文化研究会編（1967）p.343、p.346。

ことに加えて和田八之進の建白書で批判された結果、西郷は国会開設について躊躇するようになり、この件は進展しなくなる⁵⁸。

明治6年(1873)1月、区裁判所新設予算要求を大蔵省御用掛・参議西郷、大蔵省大輔井上に削減されて、司法卿江藤、司法大輔福岡孝弟、四法大丞楠田英世等が辞表を提出する⁵⁹。司法省だけでなく、大蔵省と各省庁との意見があわなくなり、太政官内が紛糾する。このため、同年1月19日、大久保、木戸に帰朝が命じられることはさきにふれた⁶⁰。

同年4月17日には、司法大輔佐々木高行が司法卿江藤と意見があわず辞任している⁶¹。まえに述べたように、同年4月19日、司法卿江藤、左院議長後藤、文部卿兼教部卿大木喬任の3人が参議となり、5月2日に太政官職制が改正される。

このとき左院がどうするのかまだ決まっていないので、5月8日に宮島は左院副議長伊地知に建言書「左院改定之議」をだす。伊地知はこれに賛成して、同月9日、参議後藤にこれを提出する⁶²。

明治6年(1873)4月12日から開催されている地方官会議が5月12日に終了する。これをみて宮島が建議する。地方官会議のために東京に滞在している地方官を左院の議員とし、国民のかわりに憲法・国会をどのようにするのかということを議論させるというものである。宮島は同月13日、西郷を自宅に訪れ、国会院設立および左院改定案を説明し同意をえる⁶³。

正院からこの件について呼び出しがあり、左院副議長伊地知が病気のため、大議官谷鉄臣が副議長代理で出頭する。左院副議長伊地知が不参のため、参議西郷の発議がおこなわれずに、地方官を左院の議員とし、憲法・国会をどのようにするのかということは議論されることもなく、取り上げられないで終わる。ただ、国会院取調稿案のみが取り上げられることになる。

左院副議長伊地知の病気が平癒したときには、時間が経過したため状況が変わり、地方官をこれ以上東京にとどめておくことはできないと、三条太政大臣は伊地知、大議官長谷に通達する。結局、地方官会議のために招集されていた地方官は左院の議員となることなく帰されることになる。ただ、今後は地方官会議を毎年左院で開くことは決まる⁶⁴。

明治6年(1873)5月9日、大蔵大輔井上、大蔵省三等出仕渋沢の辞職が聴許され、西郷も大蔵省御用掛をやめ、大隈が大蔵省事務総裁となる。陸海軍武官の官等が改定されて元帥が廃止されたため、同月10日、西郷は陸軍大將となる。島津久光の第3子島津^{うずひこ}珍彦を侍従に任命するのは同月15日である。島津珍彦は出仕することなしに6月22日に侍従をやめている。

58 同書、pp.347-348。色川・我部監修(1990) pp.172-177。

59 宮内庁(1969) 第三、p.64。

60 同書、p.14。

61 同書、p.54。

62 明治文化研究会編(1967) p.351。

63 同書、pp.351-353。宮内庁(1969) 第三、pp.70-71。

64 明治文化研究会編(1967) p.353。

同年6月9日、大蔵省事務総裁大隈のもと、国の予算表がはじめて公表される。同月13日、司法卿江藤のもと、改定律例が頒布される。施行日は7月10日である。これにより、従来の笞・杖・徒・流の刑は廃止となり、すべて懲役となる。懲役は10日から10年まであり、さらに10年を超える場合は終身刑、死罪（梟・斬・絞）がある⁶⁵。

西郷は、憲法・国会開設に関しては、あるときには諾といい、他のときには否としたりで態度は一定していなかったようである。これには、廃藩置県に反対した島津久光等の動向が影響しているのかもしれない。島津久光を気にしている様子が、明治6年（1873）5月4日の寺田平之進宛の手紙、同年5月17日の桂久武宛の手紙にみえる⁶⁶。またこの頃の板垣も閣内で憲法・国会開設に関して論陣を張る用意はなかったようである。

明治4年（1871）、鹿児島から上京して、中央政府の参議となった西郷を評して、大隈がつぎのように述べている⁶⁷。

流石の西郷も之には痛く驚けり。其の郷藩に在りて藩政を処理し『藩政改革』を執行せし
の、易々たりしに比すれば、案外の困難紛雜にして、且つ其の一載一断の影響は、広く全国
に及ぶを思量するに至り、殆んど茫然として当惑の境に沈めり。

西郷はなぜ朝鮮使節になることを選んだのか。明治3年（1870）7月27日に、横山正太郎が集議院の南隅、津藩邸裏門前で切腹する。横山は森有礼の兄であり、高島の知人（横山は高島に遺書を残している）である。かれの死は諫死であり、「時弊十条」、そして「征韓の非」という2通の建言書を残している。横山は「征韓の非」において、大久保と同様、国内統治を優先すべきことをといている。このとき鹿児島藩の大参事であった西郷は、横山のために墓碑銘を書いている。

明治3年（1870）に西郷が征韓論に賛成であったのか、反対であったのかはわからない⁶⁸。西郷が内治優先主義者の横山をその死後において、丁寧に処遇しているのは事実である。

このように考えると、明治6年（1873）の西郷は内政問題からはなれるために朝鮮遣使になることを選択したことも考えられる。

大久保が帰朝するのが明治6年（1873）5月26日であり、大蔵省の権限は縮小され、大蔵省の事実上のトップに大蔵省事務総裁として大隈がすわり、大蔵省に大蔵卿大久保の居場所がなくなっている。改正された太政官職制において、中心は内閣であり、その内閣の議官は参議である。参議でない大久保は閣議にも参加できない。この時点で、三条も西郷も大久保を参議にという声も上げていない。

65 内閣官報局編（1974）pp.224-293。

66 西郷隆盛全集編集委員会編（1978）pp.337-338、pp.341-346。

67 円城寺（1938）p.378。

68 三崎（2008）pp.112-125。

大隈が大蔵省事務総裁となると、常識的には選択肢はふたつである。井上大蔵大輔が辞任したのであるから、新たな大蔵大輔をきめ、大蔵大輔を大蔵卿代理とするか、あるいは大蔵大輔とは別に大蔵卿代理を決めるかのどちらかである。いずれの場合も、大久保大蔵卿が帰国すれば、大蔵省のトップは大久保ということになる。にもかかわらず、大蔵省事務総裁という地位を新たに設けたことは、大蔵卿が帰国しても事務総裁をやめるのかやめないのか、どちらでも選択できる地位を設けたということである。結果として、大隈は辞任しない道を選び、大久保大蔵卿と大隈大蔵事務総裁が並立することになる。問題のある役職を設けることに三条も西郷も反対しなかったということである。西郷も大蔵省御用掛という大蔵省のトップでありながら、井上大蔵大輔とともに辞任している。西郷は、大隈がいうように大蔵省を切り盛りすることができたのか、できなかったのかはわからないが、その気はなかったとみてよい。

憲法・国会開設問題に関しても、西郷の態度はゆれているようであり、このときの西郷は内政問題に関して端的に結論をいえる状況になかったとおもわれる。その結果、西郷は朝鮮遣使を提案し、みずから代表となることを表明するのが、6月12日に開かれた閣議である。朝鮮遣使はそれまで閣議の議題ではなかった。

この頃宮島誠一郎は征韓の件を板垣から内密に聞き、板垣に外征の不可を論じるとともに、8月3日には大久保に征韓論の不可を述べている。さらに板垣は代議士取調べの儀は時機を逸したとして態度を変え、憲法問題は二次的なものであり、いまは西郷とともに中央政府の権力聚合をはかることを優先すると、宮島に述べている⁶⁹。

西郷は8月3日、三条に手紙を書く。内容は台湾事件の処分の決定、朝鮮問題である。そのうえ同月16日、西郷は三条を訪問し、岩倉の帰朝をまたずに朝鮮派遣を決めることをせまっている⁷⁰。

6

官吏に暑中休暇の制度ができるのが、明治6年（1873）7月22日である。東京の場合は、8月1日から同月31日のあいだに、地方の場合は、8月1日から9月30日のあいだに、奏任官は15日以内の暑中休暇をとることができるようになる⁷¹。

これをうけて8月16日、大久保は暑中休暇をとり箱根に行く。同月18日、箱根宮ノ下温泉に避暑中の明治天皇に拝謁し、その後、富士山に登り、近畿地方に旅行する⁷²。大久保が富士登山をするのをみて、侍従の米田虎雄、片岡利和等も富士山に登る。こののち士族が富士登山をするこ

69 明治文化研究会編（1967）p.344。

70 宮内庁（1969）第三、p.118。

71 同書、p.105。

72 日本史籍協会編（1983C）pp.84-85。宮内庁（1969）第三、p.119。

とが一般的になったとのことである⁷³。

明治天皇は避暑のため箱根宮下行在所（安藤兵治の奈良屋旅館）に皇后とともに、8月3日から同月31日まで逗留している。

8月17日、黒田は朝鮮国遣使よりもカラフト事件を優先すべきことを論じ、それにもかかわらず朝鮮国遣使ということに決まれば、黒田自身が遣使となることを願っている⁷⁴。しかしながら、廟議は西郷を朝鮮国遣使とすることを決める。

同月18日、三条も大久保と同様にこの年から始まった夏期休暇をとり、同月26日まで公務を休み、箱根底倉温泉（蔦屋）に23日まで滞在する⁷⁵。

19日、三条は明治天皇に参謁し、朝鮮国遣使について聖断を仰いでいる。その結果、岩倉の帰朝を待って、相熟慮し、しかるのちに奏聞せよとの勅をえる⁷⁶。西郷が三条に要望したことは逆になる内容である。さらに三条が、このことを西郷に伝えるのは、三条が東京に帰ってから8月24日以降のことになる。三条が朝鮮国遣使をさきのばしにしていることはあきらかである。

大久保の宮島あての手紙である⁷⁷。

彌御安康被成御座奉拝賀候然者過日はご光臨被成下御残置の御紙面拝見仕候明六日御差支無御座候はば第四字より御入来被下度奉願候先日より種々多忙にて乍存御答延引大失敬御高量所仰候此段早々如此御座候敬白

九月五日

大久保拝

宮島君閣下

この手紙の日付は明治6年（1873）9月5日である。翌6日に、宮島は大久保を訪問する。大久保が伊藤博文とともに昨年一時帰国した折に、宮島は内務省新設の提案をしている。そのときには大久保は帰国するまで待てとこれをとどめているが、今回は評議することを宮島に確約している。

一時帰国したときには、大蔵省は巨大な組織であり、大久保はそのトップであり、なによりも遣欧使節として出発するときでもあり、現状を変化させたくなかったとおもわれる。いま大蔵省はその権限を著しく縮小され、大久保は大蔵卿でありながら、実質的な権限は大蔵省事務総裁大隈がもっているという背景がある。とにもかくにも、権限を奪われた大蔵卿でありながらも大蔵卿を辞任することなくその職にとどまっているということ、さらに大蔵省から内務省を分離する

73 元田・海後編（1969）p.143。

74 宮内庁（1969）第三、pp.115-119。

75 同書、p.105。このとき徳大寺宮内卿、河瀬侍従長も蔦屋に宿泊している。元田・海後編（1969）pp.142-143。

76 宮内庁（1969）第三、p.119。

77 日本史籍協会編（1983B）pp.230-231。

案を検討すると宮島に確約していることは、大久保は帰国して、「失望落胆」⁷⁸したのであろうが、政務に携わることを放棄してはいないということである。

ところで、この手紙の日付が問題である。『大久保利通文書』では、大久保が帰京するのは、9月21日とされている⁷⁹。

大久保は5月26日に帰国してから、省務をかえりみないとあるが、7月31日には宮中での午餐に陪席している⁸⁰。さきにふれたように、太政官職制が潤飾され、内閣を構成するのは参議となる。大久保はこのとき大蔵卿であって参議ではないので閣議には参加できない。大蔵省も権限を縮小され、しかも実権は大蔵省事務総裁大隈にあるという状態なので、大蔵省に出仕しても大久保のいる場所がない。そのために大蔵省に出仕しないという理由はわかる。しかし、8月16日から8月末までの休暇なら問題ないとしても、9月21日までの休暇ならば、明治天皇の認可が必要とおもわれるが、認可を受けたのかどうかかわからない。無届の休暇であれば、みずから法規を破ったことになる。ただし、暑中休暇を8月16日からとることは届け出ているので、9月も休むことを届けていた可能性はある⁸¹。

大久保は、5月26日に帰国してから参議に就任する10月12日までのあいだ約5ヶ月間も省務をみないで、大蔵卿を辞任もしていないということである。1ヶ月以上もの休暇をとり、サボタージュをしたにもかかわらず、この行為を糾弾されることもなかった。大久保は明治政府からほっておかれたことになる。

したがって、大久保が大蔵卿を辞任しなかったのは、権力の中核にとどまるためには大蔵卿という地位をなおも必要と判断したからだとおもわれる。このときの明治政府もまた大久保を参議にするつもりはなく、また大蔵卿を更迭するだけの力もなかったということになる。

7

特命全権大使岩倉、特命全権副使工部大輔伊藤博文、特命全権副使外務少輔山口尚芳等が横浜についたのは、明治6年（1873）9月13日午前9時50分である⁸²。

9月22日に、西郷が黒田に出した書簡がある⁸³

野津士（鎮雄のこと）には自分の定見は更にこれなく、只人の説を聞いて太鼓を叩き廻り候

78 円城寺（1938）p.467。

79 日本史籍協会編（1983C）pp.84-85。佐々木監修（2004）p.326。

80 宮内庁（1969）第三、p.109、p.118。

81 宮島宛手紙の日付が正しければ、大久保は9月5日には東京にいたことになる。日本史籍協会編（1983B）pp.230-231。

82 日本史籍協会編（1983D）p.320。宮内庁（1969）第三、p.128では午前6時に横浜についている。

83 西郷隆盛全集編集委員会編（1978）p.408。

計りの事に御座候えば、猶予狐疑深き信吾に、暫時の暇を借し候わば、又々違変の策を廻らし候

9月22日の時点で、西郷従道はすでに西郷とを考えをことにしており、野津鎮雄は西郷に明確に自分の意見をいわずに、西郷とは異なる考えを西郷に伝えたようである。西郷が、弟の従道に皇城献金のことを依頼せずに、篠原国幹に依頼する一因はここにあるのか⁸⁴。それとも単に篠原に頼みやすかっただけのことなのか。

大久保が参議となることを岩倉から要請されて断わるのが、明治6年(1873)9月26日である。大久保が参議に就任したくなかったのではなく、おそらく、参議に就任するについて岩倉、木戸、そして三条と、大久保の考えに沿った盟約を確約するための行動であったとおもわれる。さきにふれたように、大久保は政務に携わりたくなければ、飾りにしか過ぎない大蔵卿を辞任していたとおもわれる。仕事のない飾りにしかすぎない大蔵卿を辞任しないのは、大久保は岩倉が帰国して内閣の重要ポストとなった参議就任を要請するのを待っていたとおもわれる。明治維新は革命である。幕藩体制から明治天皇を中心とする中央集権国家とした革命である。この革命を断行した中核のひとりが大久保である。その革命はいま緒についたばかりである。大久保が権力をあきらめる理由がみつからない。しかしながら、いまの参議は大久保の権力を剥奪した参議たちが中心である。そのなかで大久保の地位を定めるためには、強力な同盟者が必要である。

大久保は木戸を同年10月10日に訪問して、参議となることおよび時局について談義している⁸⁵。そして同月12日、大久保は参議となる。参議になるとともに大久保は大蔵卿を辞任して、大隈にその任を譲っている。翌13日、副島外務大臣が参議兼外務省事務総裁となる。

明治6年(1873)10月14日⁸⁶、閣議が開かれる。欠席は木戸(病気ため)のみである。議案は樺太のロシア人の暴行問題、台湾での凶行問題、そして朝鮮国遣使問題である。

朝鮮国遣使のみが急務ではない。むしろ樺太問題が急務であるというのが、岩倉の意見である。西郷の意見は、朝鮮国事件は国威の隆替、国権の消長に関する重大事項である。樺太問題が急務なら西郷がロシアと交渉するというものである。これに対して、岩倉は樺太問題は外務卿の仕事であると答えている。

大久保は五つの理由をあげて、朝鮮国遣使に反対している⁸⁷。一つには、いまくすぶっている不平不満にエネルギーを与えるきっかけとなり、国内騒乱の原因となる。二つには、財政がもたないだけでなく、働き盛りが兵役義務のため財の生産に従事できなくなり、殖産興業が中断する。

84 西郷隆盛全集編集委員会編 (1978) pp.361-362。

85 日本史籍協会編 (1983A) pp.29-30。

86 宮内庁 (1969) 第三、pp.139-141。

87 日本史籍協会編 (1983A) pp.53-64。

その結果、輸出が減少し、兵器購入のため輸入が増加し、貿易収支が悪化する。三つには、いま朝鮮と戦争すれば、一番警戒すべき国であるロシアが得をする。四つには、外債をイギリスに多くを頼っているので、償還できなかったならインドのようになる。五つには、イギリス、フランスは軍隊を日本においている。このままでは日本はあたかも属国のようであり、これを放置しておくわけにはいかない。朝鮮にかかわっている場合ではないというものである。

副島種臣の意見はつぎのようなものである⁸⁸

征韓論は、堂々たる問罪の師なり、正々たる国交上の談判なり、豈難林を侵略して国内の視線を外辺に注集せしむるが如き政略的議論ならんや

渋沢秀雄が父栄一から聞いた話として、西郷に関してつぎのようなことを書いている⁸⁹。

絵にあるように目の大きな太ったお人で、いかさま大人物の風があったよ。兎角物事の結論だけしかいわれんものだから時々面喰ったことがあった。儂が大蔵省に勤めて居った頃版籍奉還は行われたが、旧藩主は知事として依然地方の実権を握って居って、封建制度の情勢が完全に改革されていない。そこで木戸さんの主張で廃藩置県的前提として制度取調議員というものが定められ、西郷、木戸、大久保、大隈、井上等の有力者がこれに任命されることになった。儂は御用係と云う役目を仰せつかってね。謂わば書記長とでもいったような資格で会議に列して居ったのだが、議題について様々な議論がはじまったけれど西郷さんは一言も口を利かない。最後に『斬様な物を拵えてどうなるか。日本はまだ戦争が足りない。もっと戦争をせんければいかん』というのだ。

みな西郷さんが何をいい出したか見当がつかない。そこで色々と訊ねるのだけれど、お終いまで議題の可否には触れないで、唯戦争が足らぬの一点張だから一向要領を得ない。儂もその時、西郷隆盛という人は訳の解らん男だと思ってね。あとで井上さんに自分は大きに買被って居ったといったところが、井上さんは、あの男は時々呆けたようなことをいうけれども、何か深い考えがあるのかも知れないと云って居られた。

それから暫くたって或日井上さんが儂に『西郷の真意がわかったよ。あの人も我我と同論なのだ。まだ戦争が足らぬというのはあれは廃藩置県を断行しろという意味なのだそう。廃藩置県を行えば旧藩主を戴く士族が反対する。それでも強いれば彼等は蜂起する。これを鎮圧するには戦争をしなければならぬ。政府はそれだけの用意と覚悟を持って居らなければ廃藩置県の断行は出来ない。これだけの意味を日本はまだ戦争が足りないという一言でいっ

88 明治文化研究会編 (1968) p.205。

89 渋沢 (1941) pp220-222。

て居ったんだそうだ』

こう聞かされてやっと訳はわかったようなものの、それにしては随分間の飛び過ぎた結論だ
と思って大いに可笑しく感じたことがあったよ

そして翌10月15日、木戸・西郷が欠席した閣議において、板垣・副島は積極的に西郷案に賛成する。後藤・江藤・大隈・大木は、西郷案に反対しない。大久保のみが西郷案に反対する。三条、岩倉は、西郷案の採用を提案し、最終的に大久保は反対できず全員一致で、廟議は陸軍大将兼参議西郷を朝鮮に派遣することを再度決める⁹⁰。

15日の閣議を欠席する西郷の行動は無責任である。なにが理由かわからないが、みずからが提案し、みずからが関わり、日本の行方をきめる重要な議案を決定する会議を欠席するのは不可解である。西郷一人の命だけではなく、日本および朝鮮の多くの人の命、さらに多くの人の命が関わってくる議案であることを西郷も十分に認識していた議案である。

ここで問題にしているのは、征韓論とか西郷が死をもいとわなかったとか、いきなり軍隊を差し向けるのをいさめ、軍隊派遣の大義名分をつくるためであるとかということではなく、至誠の人西郷、大義名分のために死を覚悟したひととしては、重要会議を欠席するという無責任な行動をとったということである。会議に出席できない病気だったのか、他の理由なのかはわからない。

大久保の動きを日記でみる。同月15日夕、黒田、西郷従道が大久保を訪問している。翌日16日朝、黒田が大久保を訪れ、1時には西郷従道が大久保を訪れている。大久保は伊地知宅で囲碁をして、晩には黒田が大久保を訪れている。そして17日、大久保は三条に参議辞任、位記返上を申しでている。仕事のない大蔵卿を辞任しなかった大久保が、ここではただちに参議辞任、さらには位記返上までも申し入れている。この日、黒田が大久保を訪れ、得能良介が大久保を訪れている。

木戸もまた病気理由での辞官を申し出る。岩倉は17日の閣議を病気のため欠席することを三条に通知する。このため三条は閣議を18日（土曜日）に延期する。さらに岩倉は三条の意見には反対であると、辞意を表明する⁹¹。つまり、大久保の参議辞任という行動は大久保ひとりの行動ではなく、木戸、岩倉と連動したものである。

そして18日、三条は使者をもって辞官を岩倉に伝言したのち、明けがたから病気になる。

この日の朝、奈良原繁、三島通庸、得能良介が大久保を訪れている。大迫貞清、森有礼が昼前に訪れている。1時頃、伊藤、大隈が大久保を訪れる。伊藤は、岩倉のところで大久保に事の成り行きを説明して来いといわれて、大隈を誘ってきたという。そして大久保に、岩倉とともに奮

90 日本史籍協会編 (1969) pp.203-204。

91 日本史籍協会編 (1983D) pp.345-346。宮内庁 (1969) 第三、pp.143-145。土曜日の午後が休みとなるのは、明治9年 (1876) 4月からである。

起をうながす⁹²。

18日、明治天皇は午前9時、正院に臨席し、12時に還幸している⁹³。午前9時、明治天皇は三条の病氣を知り、侍従堀河康隆が明治天皇の意を受けて三条の病氣見舞いに行く。明治天皇は12時に還幸し、侍医岩佐純、林洞海、ドイツ人医師ミュルレル、同ホフマンに診察させている⁹⁴。このとき4人もの医師を派遣していることになにか作為がかんじられる。

侍従堀河康隆の三条の容態に関する報告はどのようなものであったのかはわからない。その報告を受けての侍医4人の派遣である。4人も侍医を派遣するのは、丁寧というよりもむしろ異常である。内外に三条の病氣を重篤であると周知徹底することに意図があったのかもしれない。そうだとすると、侍医4人派遣を奏上したのは岩倉・大久保の意を受けた徳大寺、吉井ということになる。あるいは、明治天皇が、三条の政務がとれないほどの病氣ということに疑いを持ち、みずからが指名した（明治天皇が信用している）侍医の派遣を命じた結果かもしれない。

時間的には、明治天皇は三条の病氣を聞いてただちに堀河康隆に三條の病氣見舞いを命じているので、この見舞いは、午前中のこととおもわれる。明治天皇は12時に皇居にかえって、おそらく堀河の報告を聞いたのち、侍医の派遣をきめたとおもわれる。

また、明治天皇が三条を直接見舞う件は、諸説あって中止となるとある⁹⁵。感染する病氣であれば、当然中止となるが、病氣は大久保によると「全精神錯乱」状態である⁹⁶。そうであれば明治天皇は感染を避ける必要はない病氣である。したがって諸説というのは政治的な状況を考えて、現時点で見舞いに行くのは避けて様子をみてから行く方がよいという意見と、いま見舞いに行くべきだという意見が考えられる。

翌19日（日曜日）⁹⁷、正院は右大臣岩倉を太政大臣事務摂行とすることを要請する。宮内卿徳大寺が明治天皇にこのことを奏請して認可される。宮内卿徳大寺は、これを参議江藤・大木・後藤・副島に復答する。20日、右大臣岩倉が太政大臣代理となることを布告する⁹⁸。

大久保は12時頃、三条の病氣見舞いに行く。松方正義、西郷従道、岩下方平が、大久保を訪ねる。黒田が大久保を訪ね、大久保から「只一の秘策」を告げられるのがこのときである⁹⁹。

此上の処他に挽回の策なしといえども只一の秘策あり。依りて之を談ず。同人之を可とす。
即同人考を以吉井子に示談有之候様申入置候

92 日本史籍協会編（1969）pp.203-204。伊藤はこの日木戸をも訪問している。日本史籍協会編（1985）p.433。

93 霞会館華族資料調査委員会編（1993）p.77。宮内庁（1969）第三、p.144、には「19日」正院に臨御とあるが18日の誤りであろう。

94 霞会館華族資料調査委員会編（1993）p.77。宮内庁（1969）第三、p.144、

95 霞会館華族資料調査委員会編（1993）p.77。

96 日本史籍協会編（1969）p.205。

97 日曜日が休日となるのは、明治9年（1876）4月からである。このときは、1・6の日が休日である。

98 宮内庁（1969）第三、pp.144-145。内閣官報局編（1974）p.806。

99 日本史籍協会編（1969）p.205。

黒田はこの策について吉井と協議して、吉井はそれを宮内卿兼侍従長徳大寺に伝えている¹⁰⁰。

この日、大久保は宮島に手紙を出す。両3日間は忙しいので、10月23日朝8時に来てくれとの内容で、宮島が同月17日に出した手紙の返書である¹⁰¹。

同月20日午前11時、明治天皇は赤坂の仮皇居を出て、三条を直接見舞う。正午に三条邸を出て、わざわざ岩倉の屋敷にのぞみ、岩倉につぎのような勅語を与えている¹⁰²。

国家多事の折柄太政大臣不慮の病患に罹り朕深く憂苦す汝具視太政大臣に代り朕が天職を輔け国家の義務を挙て衆庶安堵候様勉努力せよ

岩倉邸で、昼食をとり、午後1時40分に還幸する。明治天皇の三条邸、岩倉邸訪問はこの日、唐突に命令があったとある¹⁰³。

時間をおって大久保の行動をみると、西郷従道を含む鹿児島県人と頻繁にあっている状況がある。これに対して、西郷は西郷従道が自分と考えが違っていると嘆いている。鹿児島藩の旧大隊長クラスで西郷と行をとともにしたのは、桐野利秋と篠原国幹等である。川村純義、野津鎮雄、種田政明、大山巖、さらには樺山資紀を加えて、かれら軍人の長たちは明治政府に残っている。大久保はまさに準備万端整え終わったというところである。

ではその重要なポイントとなる18日、19日に明治天皇が三条を直接見舞うことに反対したのはだれで、何ゆえかについて考えてみる。

このときの宮内省の職員は、宮内卿徳大寺、大輔万里小路博房、少輔吉井、3等出仕福羽美静、侍従長徳大寺（宮内卿兼任）、東久世、河瀬眞孝、侍従番長米田、そして高島である。

明治天皇が三条を18日（土曜日）、19日（日曜日）に直接見舞うことに反対した理由として考えられるのは伝染性の病気である。そうならば、明治天皇に感染するのでこれは避けるが、さきに述べたようにそういう病気でないことはわかっている。つぎに考えられるのは、西郷派と岩倉・木戸・大久保派が対立している政局に、いま明治天皇が三条を見舞うことは、明治天皇が政局に巻き込まれる危惧があるので、これを避けたいということである。この場合の反対者は、宮内卿徳大寺、大輔万里小路、侍従長東久世とおもわれる。ところが、東久世は賛成とも反対とも日記に書いていないだけでなく、他人事のように客観的に事実を書いているだけである¹⁰⁴。かれらが積極的に動いたという証拠はないだけでなく、徳大寺と東久世は、のちに述べるように岩倉に、宮中での西郷の動きを封じるように命令されている。

100 宮内庁（1969）第三、p.145。

101 明治文化研究会編（1967）p.356。

102 宮内庁（1969）第三、p.144. 1

103 同書、pp.144-145。

104 霞会館華族資料調査委員会編（1993）p.77。

したがって、18日、19日の明治天皇のお見舞いを避けたい別の理由と別のグループが存在した可能性がある。この場合の別の理由というのは、三条が政務を遂行することが病気のために不可能となり、右大臣岩倉が太政大臣事務摂行となることが確定するまで、明治天皇と三条とが会うことを避けるということである。すなわち、明治天皇から三条が政務を続けるように要請されることを避けたかったと考えられる。三条ではできないことを岩倉にやらせるためには、三条は政務がおこなえない重篤な病気であることが必要である。三条の病気が政務をおこなえない状態であることが確定し、岩倉が太政大臣事務摂行となることが確定するまでは、明治天皇の病氣見舞いを避けたいグループがいたと推測される。

三条では、「只一の秘策」を実行できないので、それを実行できる岩倉に選手交代する必要があるということである。三条は、閣議決定とはかかわりなく朝鮮派遣を延期するあるいは中止する勅命をくだすことを、明治天皇に要請することができなかったということである。

20日になって、明治天皇が三条を見舞うこと、岩倉の屋敷に行くことがにわかには知らされたということは、少数の関係者のみでことが運ばれたということである。この少数者たちには宮中において力があったということになる。

明治天皇自身が三条を見舞うことで、太政大臣が重篤であることを知らしめることができる。そして、三条は会いたくない人の見舞いをことわっても病気を疑われることはない。病気が本物であれ、にせものであれ、三条が会いたくない人に会わなくて病気を知らしめる有効な手段である。

これから考えると、明治天皇の18日、19日の太政大臣の病氣見舞いに反対した宮内省内のグループの長は、宮内少輔吉井であったと推測される。したがって、このとき高島侍従番長は吉井宮内少輔の股肱としておおいに働いたとおもわれる¹⁰⁵。

大久保が黒田に伝え、そして宮内少輔吉井に伝える。その吉井は宮内卿徳大寺を説得している。大久保が「只一の秘策」を黒田に授けるのは10月19日となっているが、このシナリオ自体は18日以前から始まっているとおもわれる。三条の突然の病氣は、ある程度脚色されたものである可能性がある。

正院が右大臣岩倉を太政大臣事務摂行とすることを認める。このことは、太政官職制に定めがあり、問題はない。左右大臣の職掌は、太政大臣につぎ、太政大臣欠席のときはその事務を代理するとある¹⁰⁶。ではなぜ、明治天皇が岩倉邸を訪問したのか。明治天皇が直接岩倉に太政大臣事務摂行を言明し、内外にそれを印象づけることにその目的があったとおもわれる。さらに重要なことは、明治天皇が岩倉邸を訪問することによって、明治天皇側近の数名のものだけのまえて、

105 大久保と吉井、そして高島のつながりは、おそらくかれらは当初、公武合体派だったとおもわれる。高島が寺田屋事件に関係していないこともそのためであろう。

106 明治文化研究会編（1968）p.174。

岩倉が明治天皇に直接話ができることである。宮中であれば、岩倉が何を話したかが漏洩する可能性がある。このときの行幸に供奉するものの人選が重要である。吉井宮内少輔、高島侍従番長は、このとき明治天皇に供奉し、三条邸・岩倉邸を訪れたものとおもわれる。

宮中で問題視されたのは、明治天皇の三条慰問である。そのうえさらに大久保が重要視したことは、明治天皇の岩倉邸訪問であったとおもわれる。この日、明治天皇は午前11時に皇居を出て、内幸町の三条邸を訪問し、12時に三条邸をでて馬場先門内の岩倉邸を訪れ、皇居に還幸するのは午後1時40分である。

岩倉邸での滞在時間を長くするために、明治天皇が岩倉邸で昼食(行廚)をとるということも、予定に組み入れられたこととおもわれる。

三条の発病は、10月18日のあけがたである。大久保はその前後からいろいろの画策をすることになる。そして明治天皇の勅命がおりるのは、同月23日である。

10月15日、岩倉が西郷を朝鮮遣使とすることを提案して、最終的には大久保も反対を唱えなかったもので、この案件は全員一致で決まる。大久保は、おそらくこのことを予想して、この頃あるいはもっと以前から「只一の秘策」を考えていた可能性はある。「只一の秘策」を太政大臣ができなければ、太政大臣の代理で断行する。いまさら閣議では勝てないことはわかっている。残されている方法は、明治天皇が朝鮮遣使の無期延期・中止を勅命で下すこと、「只一の秘策」だけである。

同月19日に、岩倉が太政大臣の代理となるとともに、宮中をかためるためにすべてが動き出す。高島はこの時期、19日、20日、21日、22日の4日間に働いたと想像される。

同月21日、得能良介、吉井、西郷従道が大久保を訪ねている。吉井は大久保に報告、打ち合わせをするために、大久保を訪問しているとおもわれる。この日大久保は、1時に売茶亭で伊藤博文に会い、政府のことを話題としている。その後、五代友厚を訪ねている¹⁰⁷。

22日、西郷・板垣・江藤・副島の4人が岩倉を訪問し、朝鮮国遣使の件を23日発令の審議をし、明治天皇の裁可をえることと、岩倉が病気の場合、参議を代理とすることを申し入れる。

これに対し岩倉の答えは、三条と考えが異なるゆえに、23日は明治天皇に両説を具奏すること、太政大臣事務摂行の代理は単に法令上の職務ではなく明治天皇の勅命であることと太政大臣事務摂行の代理を参議にはさせられないというものである¹⁰⁸。

この日宮内卿・侍従長徳大寺と侍従長東久世は5時に退省する。その後、岩倉が親裁を必要とする事があり、そのため徳大寺、東久世はふたたび宮内省に出向き、8時過ぎに帰宅している。おそらく、手紙で兩人に登省を依頼したものとおもわれる。そのさい、岩倉は西郷が参内して明

107 日本史籍協会編 (1969) p.205。五代を訪ねるのは1時以降であろう。

108 宮内庁 (1969) 第三、pp.145-146。

治天皇に奏上することがあっても、東久世と協力して、明治天皇が西郷の言を入れないようにし
ろと徳大寺に要請している¹⁰⁹。

侍従番長高島の役割は、徳大寺、東久世の2人が役割を果たすことを、吉井少輔とともに助け
ることであつたとおもわれる。

8

10月22日に黒田が大久保あてた手紙である¹¹⁰。文中の西君は西郷のことである。

西君とは兼ねて死は一緒と又従来恩義もあり旁我心を向へば面皮も無之不得止事之策とは乍
申如何して同氏へ謝し候様無之恐入のみにて最うは実行を以て他日地下において謝するの外
無之と決心罷在候

黒田の文面から推測されるのは、西郷に反対するのが主目的ではなく、西郷の主張する「朝鮮
遣史」を利用して、板垣、後藤、江藤、副島の4人の地位を奪うことが主目的であつたとおもわ
れる。

西郷と志は同じであるが、いまこの時点での朝鮮遣史は日本にとってマイナスであるだけでは
なく、日本が共和制にむかう可能性をも含んでいる。このことは同時に佐賀閥、高知閥の勢力を
高め、大久保個人だけではなく、明治維新に活躍した鹿児島閥、山口閥の勢力を低下させること
になる。この事態を避けたい。そのためには西郷をも犠牲にしなければならないと、黒田は考え
たということである。

10月23日、東久世が朝8時に宮内省に参省し、その後朝9時には岩倉が参内している¹¹¹。岩倉
の言葉を大原重実が大久保に伝えるのはこの日の午後である。

今回のクーデターが成功することを、大久保は確信していたとおもわれる。このことは大久保
だけではなく、西郷もおなじ考えであつた。だからこそこの時点で朝鮮遣使が中止あるいは延期
となることを西郷は確信して、参議・陸軍大将・近衛都督の病氣理由での辞表を提出したとおも
われる。

同月23日、岩倉は明治天皇に意見書を出し、朝鮮派遣を延期にすることを奏上する。その日の
朝、大久保を得能良介、林友幸、宮島が訪問する。朝8時に訪問した宮島に、伊地知の進退につ
いては岩倉に伝えたので、やがて何とかなるだろうとの返事を大久保はしている¹¹²。たしかに同

109 同書、p.150。霞会館華族資料調査委員会編（1993）p.78。

110 日本史籍協会編（1983A）p.94。

111 霞会館華族資料調査委員会編（1993）p.78。

112 明治文化研究会編（1967）p.356。伊地知はさきにふれたように明治6年7月中旬から左院に出頭していない。

月30日に岩倉は伊地知を呼んで左院の話をしている¹¹³。

23日午後2時には野津鎮雄、伊集院兼寛、西郷従道、そして吉井が大久保を訪問し、大原重実が岩倉奏上の首尾を伝える¹¹⁴。

同月24日、大久保は岩倉からの呼び出しで、朝7時から8時のあいだに岩倉を訪問し、その後大隈を訪問する。伊藤をも訪問するが留守なので帰宅する。帰宅後、得能良介、大原重実が訪ねてくる。4時には野津鎮雄と海江田信義、奥倉知実、黒木為楨をまじえてなにごとかを相談する。西郷従道が訪問している¹¹⁵。

明治天皇は午前9時に参内した岩倉に、つぎの勅書をくだす¹¹⁶。

朕継統の始より、先帝の遺旨を体し誓て保国安民の責を盡くさんとす頼に衆庶同心協力漸く全国一致の治体に至る於是国政を整え民力を養い勉て成功を永遠に期すべし今汝具視が奏状之を嘉納す汝宜く朕が意を奉承せよ。

岩倉が昨日奏上したのは、いま朝鮮国に使節を派遣するのは良策ではないということである。これにより、岩倉は各参議の邸に使者を送る。同時に、大久保、木戸の辞任願いは却下される。西郷の参議・近衛都督の辞任を認められるが、陸軍大将辞任は認められずに終わる。この日、参議板垣、同江藤、左院事務総裁参議後藤、外務省事務総裁参議副島は病気理由で辞任届けを出す。

25日、桐野利秋少将が辞表を出す。岩倉はこの日3時に参内する。明治天皇がにわかに正院に臨席することになり、4時に正院に臨席する。参議板垣、同江藤、左院事務総裁参議後藤、外務省事務総裁参議副島の辞任を認め、大蔵省事務総裁参議大隈を参議兼大蔵卿、参議大木を司法卿、工部大輔伊藤博文を参議兼工部卿、海軍大輔勝安房を参議兼海軍卿とすることを決めて、5時に皇居に戻る¹¹⁷。特命全権公使寺島宗則を参議兼外務卿とすることを決めるのは28日である。西郷以下軍人たちの辞任願いが留め置かれていたのところが、参議たちの辞任はすぐに認められている。これをみると、大久保の目的は板垣、江藤、後藤、副島をやめさすことにあったことが理解できる。

大久保は25日11時帰宅して、大隈の訪問をうけ、岩倉からの相談事があり、それに答え、3時には大原重実の訪問をうけている¹¹⁸。岩倉の相談は、11時から3時のあいだにあったことになる。岩倉が参内するのが3時、明治天皇が急遽、正院に臨席するのが4時であることから、岩倉の相談はこのことに関係するとおもわれる。このとき決めたことは、さきに述べたように板垣、江藤、

113 同書、p.357。

114 日本史籍協会編 (1969) p.206。

115 日本史籍協会編 (1969) p.206。

116 宮内庁 (1969) 第三、p.150。

117 同書、pp.150-151。

118 日本史籍協会編 (1969) p.206。

後藤、副島の辞任を認め、大隈を参議兼大蔵卿、参議大木を司法卿、工部大輔伊藤を参議兼工部卿、海軍大輔勝を参議兼海軍卿とすることである。このときはじめて大久保は帰国以来就任し続けた大蔵卿を辞任している。

参議と諸省卿を兼職させるのは、大久保が岩倉に献策した結果である。岩倉は、この人事を急ぐべきかどうかを相談したとおもわれる。結果はいそいで4参議の辞任を認め、新任の4参議、および諸省の卿を決めている。辞任願いを取り下げる可能性がないようにしたことになる。また、かつて参議にならずに、大蔵卿で絶大な権力を持っていた大久保が、制度が変わった結果、参議でないものは閣議に参加できなくなり、大蔵卿の持っていた権力を失ったことに相当打撃を受けたということから、参議と諸省卿を兼職させることにしたとおもわれる。

明治6年(1873)10月25日に宮島は左院に出勤する。宮島が三条を見舞ったところ、三条は平快したと告げられている。明治天皇が4人もの侍医を差し向けた病気にしては早い回復である。

さらにこの日午後1時30分、宮島は板垣を訪問している。23日に板垣、後藤、江藤3人は副島の邸に集まり、辞表を出すときは、対外的なことを考えて病氣理由で辞表を出すことに決めたという話を、宮島は板垣からきいている¹¹⁹。23日の時点で、西郷は朝鮮遣使が中止あるいは延期となることを確信し、板垣、後藤、江藤、副島4人もその可能性を考えていたことになる

同月28日、宮島は左院に出勤する。そして大久保に内務省新設の案文をわたし、了承の返事をもらう¹²⁰。しかしながら、このことはこの日の大久保の日記には記載されていない。

9

なぜ、大久保、岩倉、木戸は執拗に西郷の朝鮮遣使に反対したのか。もうすこしみてみる。閣議では大久保は負けている。西郷の朝鮮遣使は、閣議において最後は大久保も反対できないで、全員一致で決めた案件である。

西郷の朝鮮遣使が成功すれば、それは西郷以下留守政府の成果である。西郷は江戸城開城、庄内藩降伏交渉等をみると、交渉上手であるうえに、参議の中では朝鮮についての情報通でもある。明治5年(1872)10月18日、外務大丞花房義質を朝鮮に派遣するおり、陸軍中佐北村重頼、陸軍少佐別府晋介を朝鮮視察(国情、地形、軍事等の視察)のため派遣している。かれらは朝鮮情勢をすでに復命報告している¹²¹。西郷は朝鮮遣使となれば、北村重頼の希望を入れて、朝鮮に同行させる予定であることを、明治6年(1873)9月12日の別府晋介宛の手紙で述べている¹²²。

119 明治文化研究会編(1967) p.357。

120 同書、p.357。

121 西郷隆盛全集編集委員会編(1978)第六巻、pp.418-419。

122 西郷隆盛全集編集委員会編(1978)第三巻、pp.398-399。

外務卿副島の清国との交渉は清国の譲歩をみる結果となり、成功している。この結果をふまえての朝鮮との交渉である。

これに対して、岩倉・大久保・木戸の遣欧使節にはみるべき成果がない。しかも朝鮮遣使に反対し閣議で敗れて、いま辞官を申し出ている、西郷の朝鮮遣使が成功すれば、岩倉・大久保・木戸の政治生命にはおおきなマイナスとなる。

西郷の朝鮮遣使が失敗すれば、明治政府のおおきなマイナスとなる。失敗したときの明治政府には、岩倉・大久保・木戸が含まれる。さらに西郷が交渉の過程において死ぬようなことがあれば、国論は沸騰し、おそらく征韓論一色となり、ここで岩倉・大久保・木戸が復権したところで収拾は困難である。

西郷の朝鮮遣使は成功しても失敗してもどちらにしても、大久保・岩倉・木戸たちにはマイナスに働くベクトルである。

しかも朝鮮遣使中止となれば、場合によっては西郷が死ぬ可能性もしっとうえて、大久保は西郷を朝鮮遣使とすることを中止（あるいは西郷を朝鮮遣使とすることを無期延期）しようとしている。明治6年（1873）10月11日、三条に宛てた西郷の手紙がある。この手紙の追伸につぎの文言がみえる¹²³。

若しや相変じ候節は、実に致し方なく、死を以て国友へ謝し候迄に御座候間、其の辺の処何卒御憐察成し下し置かれたく、是又願ひ奉り候。

朝鮮遣使が中止（無期延期）になれば、西郷は死ぬと明言しているが、現実に西郷が死ぬのは、明治10年（1877）、おおくのひとの死とともにである。このとき参議西郷が太政大臣に死ぬといっているのはどういう意味なのか。西郷は死をいとわなかったのは間違いないが、かれが死を語るときにどれほどの比重をもって語るのかを知ることができる。とにもかくにも西郷は生にあまりこだわらない性格であったようである。

西郷は、さきにふれた明治6年（1873）9月12日に別府晋介に宛てた手紙でも死という言葉を使用している（文中の北村は、北村重頼である）¹²⁴。

先日は北村参り候て、是非列れ行き呉れ候様承り候に付き、いまだ発表に相成らず候故、其の節に至り候わば、都合いたし申すべき旨返答いたし置き申し候。土州人も一人は死なせ置き候わば、跡が宜しかるべくと相考え居り申し候。

123 同書、p.413。

124 同書、p.398。文中の北村は、陸軍中佐北村重頼であり、さきにふれたように朝鮮視察に別府晋介とともに派遣されている。

これよりのち明治43年（1910）12月9日の報知新聞に、高島の談話が記載されている¹²⁵。

夫れで居て何故西郷翁に反対したかというに、其は西郷翁はあの時には全く死ぬる積りで居た。朝鮮は実に無礼な事をしおる。これを懲らさいでは国の恥辱である。然し事を起すには大義名分が必要である。然しこの大義名分はオイソレとは作れない。其処で西郷翁は自分で出かけて行けば、屹度朝鮮人はおいを殺すに違いない、おいがやられたら後は事を起すに大義名分が立つ、これが西郷翁の心事じゃった。こんな事は翁は木戸公や大久保公には話さなかったろうが、始終お傍に居た桐野なんかには話されたもので「おいが死んだらやれ」と言って居られた。斯ういうことが分かって見れば、西郷は決して出してはやれない。木戸公の心事は知らぬが、大久保公の心持はおいにはよう分かる。あの時の日本の重味は西郷があつての重味じゃ。西郷翁が鹿児島に居ると鹿児島が重くて中央が軽かったという位、この西郷を殺してまで朝鮮のカタをつけないならぬ事はない。此処じゃ。あの時の事を皆がいろいろにいうが、全くは此処じゃ。よし色々事情があつたにしろ大久保公の心事の骨子は此処じゃ。

西郷は、あちこちにおいて朝鮮で死ぬということをいっていたようである。西郷は朝鮮遣使と
なつて死ぬとまわりにいうとともに、朝鮮遣使が中止になったら死ぬと太政大臣に明言している。
高島が後年語るように、西郷を死なせてはならないということで、大久保がうごいたわけでは
ない。大久保の西郷評である¹²⁶。

十年戦争が起ったとき、西郷さんが兵を挙げ、郷党の子弟を集めて乱を起すという情報が
東京へ伝わったとき、西郷従道さんが大久保利通さんのところへ飛んで行つた。今の議事堂
のあるところに大久保さんの邸があつたが、そのとき従道さんはその隣りに住んでいたもの
だから、この噂が伝わると同時に大久保さんを訪ねたのである。そして、

『私の兄はこれには入って居りません』

といった。これをきいて大久保さんは悲痛な顔をして黙っておられたが、しばらくしてから、

『あんたはそう云われるが、情においては女みたいな人ですからね』

と、しみじみ云われたそうである。

西郷の死を避けるということであれば、朝鮮遣使を西郷に代えて外務卿副島、開拓次官黒田に

125 高島頼之助子爵談（1910 D）、「いろいろ」は原文では繰り返し符号が使用されている。佐々木克監修（2004）pp.190-191。

126 樺山（1988）pp.150-151。

すればすむことである。しかも兩人ともに、西郷に代わり遣使となることを志願している。副島は外務卿の職務であるという理由であり、黒田はまさしく西郷の身代わりという理由である。

ところが久保が閣議で主張したのは、朝鮮遣使そのものに対する反対である。朝鮮遣使交代論ではない。朝鮮遣使に反対なのであって、遣使が誰かということは二次的なことである。

また西郷も副島に外務卿の仕事ではあるが西郷にやらせてほしいと頼んで、副島の承諾をえている。西郷自身も朝鮮遣使をやめるつもりはないし、これまでの経緯からやめることができない。黒田の代理案も西郷が認めることはない。このことは黒田が承知のことである。したがって、朝鮮遣使をやめることは、あきらかに西郷に責任を取れということである。

さきにみた黒田の手紙にみられるように、明治6年(1873)当時の鹿児島藩出身者は死ぬということを考えたとしても、死ぬからいくなというような止めかたはしないとおもわれる。

もちろん高島が西郷を死なせてはならないと考えたことは事実であろう。このことよりもここで重要な点は、西郷を朝鮮遣使にしてはならないということに、高島が賛成していることである。これからみても高島はこのとき、久保の側にいたことはまちがいない。

朝鮮遣使となっても、それが中止となっても、いずれにしても西郷は死ぬといっている。どちらが西郷にとっていいのかを西郷の立場で考えれば、朝鮮遣使となることが最善である。中止となれば、太政大臣に死ぬと明言しているものからすれば、中止となることは恥辱である。高島もそのことは理解していたであろう。黒田は西郷には申し訳ないことであったと述べている。しかしながら久保はそれを断行した。このことは国のためであって、西郷にすまないとかいう私的な問題ではないと久保は断言している。

久保が明治6年(1873)10月22日付けの黒田の手紙に、同日夜、答えた手紙の一節である¹²⁷。

所謂大公無私心国事については不得止将来も益困難を来し且は種々悪評を蒙候は必然と決心仕候乍去自反して寸毫愧る処無之候。

久保は参議就任を受諾した時点で、家族に覚書を残している¹²⁸。そこには「皇国危急存亡に關係するの秋」とあり、また「此難小子にあらざれば外に其任なく残念ながら決心いたし候」ともある。たんに西郷の命を助けるというようなことで朝鮮遣使に反対したのではなく、久保も西郷も決死の覚悟でそれぞれの選択肢を選んだからこそ、どちらかが倒れざるをえない状況になったとおもわれる。

久保はこのとき、西郷を辞任させることにすべてをかけたはずである。その手段として、朝鮮遣使を中止とすることに心血を注いだと推測される。遣使が中止になれば、西郷が辞任するこ

127 日本史籍協会編(1983A) pp.92-93。

128 日本史籍協会編(1983A) pp.40-41。

とはまちがいない。さらに、朝鮮遣使に賛成した参議も辞任させる。副島は、朝鮮遣使が中止になれば辞任すると、西郷に伝えている。これらの参議は、佐賀藩、高知藩の出身であり、反鹿児島藩・山口藩の連中を含んでいる。よしんばこれらの参議が辞任しないとしても、朝鮮遣使が中止になり、西郷が辞任すればこれら参議の勢力は弱まり、大久保はおもいどおりにできる、あるいはおもいどおりにやりやすいと計算したのであろう。実際、西郷が辞任届けをだすのは、西郷・板垣・江藤・副島の4人が岩倉を訪問した10月22日である。このときはまだ朝鮮遣使が中止とは決まっていない。岩倉が閣議決定内容とともに、岩倉の考えを明治天皇に報告することを聞いた結果である。そして西郷は朝鮮遣使が中止となることを確信し、辞表を提出する。おそらくこういうときの岩倉のやりかたを、大久保の用意周到さを、そして何よりも西郷自身が過去に十分に経験してきたからこそ、西郷は負け戦をあっさり認めた結果だとおもわれる。

西郷の過去の行動から考えても、かれは死を賭して朝鮮遣使として交渉するのであろうが、おそらく平和裏に成功するのかもしれないかの公算については、あまり考えていたとはおもわれない。

西郷内閣のとき、明治6年（1873）1月10日に決めた徴兵令は武士の特権であった兵役という義務を武士からとりあげ、国民の義務とした。このことに対する士族の反対があり、かつ西郷の責任がある。大久保がこの決定に関与していないことは重要である。これを鎮めることも西郷が目的としたひとつとおもわれる。ところが西郷が朝鮮遣使として朝鮮に行くことは、士族を中心にして国論を沸騰させることになる。そうすると征韓論一色となり、もはやだれもとめることはできなくなる。

おそらく大久保は朝鮮遣使が平和裏に成功するとは予想していないはずである。しかしながら朝鮮遣使が平和裏に成功したとしても、しなくても、日本の進む方向は大久保が考える方向と異なるものになる。成功すれば西郷の功績であり、後藤、板垣、副島、江藤の功績である。失敗すれば、国論は征韓論一色となることは明らかである。一方は清国、朝鮮との交渉に成功したグループ、他方はアメリカ、ヨーロッパ各国との交渉に失敗したグループである。いま政権を担当しているのは交渉に成功したグループである。三条・西郷を長にいただいて、後藤、板垣、副島、江藤らが考える方向に進むことになる。そうなれば、遣欧使節グループは挽回の余地はない。このようなシナリオを没にするためには、朝鮮遣使は是が非にでも阻止しなければならない。

大久保は、朝鮮遣使が中止となって、国論が沸騰し、国内が収拾のつかない事態となるシナリオも考慮したことであろう。そして大久保はそれと判断し、あるいは乗り切ると決断したとおもわれる。また、西郷が自死する可能性も考えたうえでの行動でもある。大久保はそれをも乗りきれと判断したのであろう。さらには、西郷のクーデターをも考えたかもしれない¹²⁹。クーデターはないと判断したか、あるいはそれと判断し、乗り切る覚悟を決めたとおもわれる。

129 明治文化研究会編（1967）p.356に明治6年（1873）10月23日夜、桐野利秋、篠原国幹が「異挙」をしようとするのを西郷隆盛がとどめたとある。

大久保がこのような考えた予想する根拠は、寺田屋事件のときに謹慎処分となった誠忠組の西郷従道、大山、三島通庸等がいずれもこのとき西郷に与していないということと、それにくわえておおくの鹿児島藩出身者は西郷に組していないということである。むしろ明治6年(1873)9月22日の時点で、西郷従道はすでに西郷と考えをことにしている。かれらは征韓論に反対というよりも、むしろ西郷内閣に反対だった可能性もある。理由のひとつとして、西郷の朝鮮遣使に賛成する参議が佐賀藩、高知藩出身であるということが考えられる。明治政府の中央にいるおおくの鹿児島藩出身者はこれを嫌ったのではないか。山口藩出身者も同様である。朝鮮遣使が中止となっても、鹿児島藩、山口藩を中心として、官僚はもちろん軍隊をも統括できると、大久保は判断したとおもわれる。

そこで国内政策優先ということを旗印として、朝鮮遣使は財政的にも、軍事的にも国難の可能性が高い、むしろ国難であることを訴えて、大久保、岩倉、木戸のグループは、朝鮮遣使中止の乾坤一擲の策にでたと考えられる。動き出すからには、西郷を辞任させ、場合によっては西郷の死をも乗り越えていくつもりだったのではないか。

大久保、岩倉、木戸が執拗に西郷の朝鮮遣使に反対した理由は、西郷隆盛内閣の路線では国が危うい、そして同時に自分たちの地位も危ういという判断があったからだといえる。その背景には、大久保、岩倉、木戸の復権を支持する鹿児島閥、山口閥が存在したということでもある。

10

では、西郷内閣の路線とはなにか。さきにみた朝鮮遣使がある。そして憲法編纂問題がある。日本を立憲君主制とするのか共和制に近いものにするのか、大問題である。

明治6年(1873)6月24日、集議院を廃して、左院にその事務を移す¹³⁰。そして、左院職制・左院事務章程が定められる。左院は、国憲・民法の編纂、ならびに命に応じて法案を作成するところ、さらに建白書の可否を決めることが職務となる¹³¹。左院副議長伊地知はこれをうけ、憲法の取調べ係りを議官松岡時敏と宮島とする¹³²。

ところが、7月14日に参議後藤が左院事務総裁になると、宮島と伊地知の提案をしりぞけ、左院において編纂すべき法は、フランスの法をまねて刑法・治罪法・税法・商法・訴訟法の五法を編纂することであるとして、議官を五課に配置してその編纂をさせる。

そのために伊地知が担当する「帝室王章」の担当部署がなくなる¹³³。左院副議長伊地知は辞表

130 宮内庁(1969)第三、pp.91-93。

131 明治文化研究会編(1968) pp.187-188。

132 明治文化研究会編(1967) p.353。

133 同書、p.353。

を出し（11月25日、制度取調御用兼務となる）、これ以降、伊地知は左院に出頭しなくなる。このとき西郷は病気で政務を休んでいる¹³⁴。参議木戸の帰国は7月23日である。

7月28日、宮島は大久保を訪問する。しかし大久保が不在のため、憲法について手紙を送る¹³⁵。同年8月2日、大久保は宮島に同月3日4時頃に来るように返信する。同日、大久保は宮島にあって伊地知の辞任理由を聞いている。

大久保の日記が明治6年（1873）8月、9月の分はかけているので、この間に伊地知にあったかどうかはわからない。しかしながら、大久保と伊地知は囲碁仲間で、同年10月16日に2人は囲碁をしているところを見ると、大久保は伊地知にも直接話しを聞いている可能性がある。

大久保が「立憲政体に関する意見書」を伊藤博文に示すのが、明治6年（1873）11月である。同年11月19日の閣議で、伊藤工部卿と寺島宗則外務卿の2人が政体取調べ掛となる。そのさいに大久保が伊藤に手渡したものである¹³⁶。ここに大久保が憲法・政体をどのようなものとするのかがでている。政体には君主独裁、君民共治、共和政治と3種のものがあるが、君主制が主であり、共和制は従であると、大久保は考えている。これに対して江藤は君主制が従であり、共和制が主である。

このことから、国策を決定するのは、最終的には天皇であると大久保は考えたのであろうし、江藤は閣議で決めたことを天皇は承認し、そのとおり実行されると信じていたと推測される。この両者のちがいがいこそが、大久保が皇国危急存亡とみなしたことでありとおもわれる。

明治7年（1874）1月17日、副島、後藤、板垣、江藤、由利公正、小室信夫、岡本健三郎、古沢滋の8人は民選議員設立の建白書を左院に提出する。これに対して、司法大輔佐々木高行は、共和政治には絶対反対との建白書をだしている¹³⁷。

このことは明治天皇が岩倉の奏上することを簡単に採用したこととも関連していると推測される。岩倉は朝鮮遣使の不可だけを奏上したのではなく、さらにふたつのことを口頭で奏上したとおもわれる。ひとつは朝鮮遣使として西郷が行くと殺される可能性があるということであり、ふたつ目はいまの内閣のままであれば共和制になるかもしれないあるいは共和制に近いものになるということである。朝鮮遣使を中止すれば、西郷は殺されずにすむし、共和制に近いものと考えている参議は朝鮮遣使に賛成しているので、かれ等の機先を制することにもなるということである。明治天皇はこれらのことをもとに判断したとおもわれる。

西郷は、明治6年（1873）5月2日、「太政官章程」改正で大久保の権力を奪い、大久保は、同年10月24日の明治天皇の親断で、西郷を辞任に追いやったことになる。そのさい、高島は、大久保の股肱としてはたらいと想像される。つまり、高島はこのときに西郷とは袂を分かつてい

134 同書、p.344。

135 同書、p.354。

136 日本史籍協会編（1983A）pp.182-203。

137 宮内庁（1969）第三、p.196。

る。

後年になって、中井弘が伊藤痴遊に野津や高島が西郷について鹿児島に帰らなかったのは利口者だといったようである。高島が利口とか利口でないとかではなく、高島は西郷が鹿児島に帰鹿する原因をつくることに、直接関係した人物である。西郷とともに帰国しようがない。のちのことになるが、高島は西郷の額を自宅に飾っている¹³⁸。

このとき選択を迫られたものは、外征か内政かである。西郷の朝鮮遣使は、朝鮮と戦争をするための前段階にすぎなくて、遣使はすなわち戦争であるということになっている。西郷は戦争の発端をつくるために、朝鮮に行くということである。全面的な対外戦争を経験したことがない、また新生日本の軍隊はそのようなことを想定した演習さえも経験していない、明治政府としては、当然、内政優先派が多数を占めることになる。この多数派の圧力を背景にして、大久保は宮廷工作をしたということである。

明治天皇が大久保の路線を信任したということで、大久保の路線は正統派となり、西郷の路線は異端派となったということである。どちらの路線を選択するのかということであり、惻巧とか惻巧でないとかということではない。

この経緯をみると、西郷も大久保も明治天皇に直接働きかけるだけのちからをもっていなかったようである。国家にとってそれほど重要なことなら直接明治天皇に伝えればいいことを、参議である兩人ともにそれをしていない。参議大久保の場合は、明治天皇に直接はたらきかけたのは、右大臣岩倉（太政大臣代行）を通じてである。とくに西郷は参議としても近衛都督としても明治天皇に朝鮮遣使について奏上することはなかった。

太政大臣三条、侍従長東久世の2人は七卿落ちの2人である。その原因をつくったのは鹿児島藩である。おそらく鹿児島藩はかれらには信用がなかったとおもわれる。かれらが頼ったのは山口藩である。その山口藩の重鎮木戸は朝鮮遣使に反対である。三条がこの件を慎重に処理しようとしたのも木戸が影響していたとおもわれる。また近年、宮中から旧公卿を追放した立役者は大久保と西郷である。

西郷は宮廷工作する手がかりがなく、大久保にはそれがあったということになる。吉井、高島、そして岩倉、徳大寺、さらには三条、東久世等、宮廷の重職連はほぼ掌握できたとおもわれる。明治天皇は西郷や大久保ではなく、やはり旧公卿を信頼していたということである。のちに大久保がさらに宮廷との関係を深めようとするのはこのときの経験がおおきいとおもわれる。

西郷と桐野利秋が賜暇を認められて鹿児島に向けて横浜港をでるのは、明治6年（1873）10月26日または28日である。同月27日から29日にかけて、篠原国幹少将、別府晋介少佐、辺見十郎太

138 佐々木克監修（2004）p.187。

139 宮内庁（1969）第三、p.151。

大尉以下46人が辞表を提出する¹³⁹。

辞官が認められず、三条が太政大臣にとどまるのが10月29日である¹⁴⁰。朝鮮遣使派遣に賛成した参議の辞任は即刻受け入れているにもかかわらず、廟議決定した責任者である太政大臣の辞任願は却下されている。このことからみても、三条は当初から大久保の側であるとともに、明治天皇の旧公卿を失いたくないという意思が働いた結果だともおもわれる。

11

明治43年（1910）に高島が語っている¹⁴¹。

又た平生能く露西亜と言う事を言って居られた。朝鮮問題などは抑ゝ其の緒口じゃ、露西亜に行くまでの踏台じゃ。征韓論など云うが、其根拠は其奥の露西亜にあった。

西郷がロシアを意識していたのは、桐野利秋を北海道視察におくっていることでも了解される。桐野が北海道の札幌・函館を視察するのは、明治4年（1871）8月である。視察の結果、北海道防衛の急務を西郷に伝えている。西郷はこれを受けて明治5年（1872）に、屯田兵制度を献策する¹⁴²。

このとき北海道から帰って来た桐野に、視察談を聞こうと桐野のところに高島等が押掛けている¹⁴³。

桐野が例の調子で、「北海道て処はな、見渡す限り一面の高低じゃて、牧畜や耕耘には持つて来いの国じゃう」などと手真似で話し出す。高低というのは高い処もあり低い処もあると云うことだ。百姓などには余り適する訳が無い。其りや高低じゃ無い、一面の平原じゃろうと云うと、あゝ夫れじゃ、其の平原じゃ。

桐野が「高低」といったのは、「平原」のまちがいだと高島等が指摘しているが、語感からいうと桐野は「高原」あるいは「広野」、「荒野」といったかったのかもしれない。内容としてのまちがいはたしかに「高低」と「平原」とのまちがいであるが、音感的には、桐野がこういう間違いをしたとはおもえない。ところで「高原」は、広辞苑¹⁴⁴によると、plateauの訳語で、明治32

140 同書、p.154。

141 高島鞆之助（1910）p.46。

142 若林（2005）pp.12-13。

143 高島鞆之助（1910）p.48。

144 新村編（1998）p.890。

年刊『英華字典』所載とある。だとすれば、「高原」という日本語を、桐野はすでに知っていたが、高島等はまだしなくて、「平原」しか思い浮かばなかった可能性もある。当時、北海道には、アメリカから黒田が招聘したアメリカの前農務長官ケブロンたちがきていて、開拓使庁では、すでにplateauの訳語として「高原」を使用していた可能性もある。

黒田がアメリカから帰朝するのが、明治4年(1871)6月7日であり、ケブロンたちがアメリカから日本に来るのが、同年7月13日である。札幌で桐野はこれら最新の言葉を含めて、説明を受けていたのかも知れない。であれば、ものを知らないのは高島たちであって、桐野ではない。あるいは桐野も本当にしなかったかもしれない。「高原」でなければ、「広野」のまちがいだったかもしれない。いずれにしても、桐野は自己のまちがいにも、相手のまちがいにも、話の本筋からはなれなければ、あまり細部にはこだわらない男だったとおもわれる。

さて高島である。明治6年(1873)11月6日朝、高島は大久保を訪れている¹⁴⁵。8日朝には、米田虎雄が大久保を訪問している¹⁴⁶。宮内卿徳大寺、宮内少輔吉井等が侍従のカラフト差し遣わしを明治天皇に奏請するのがこの日である¹⁴⁷。高島の大久保訪問、米田の大久保訪問もこのことと関連があるのかもしれない。

翌9日になって明治天皇は侍従番長高島と侍従山口正定のふたりにカラフト視察を命じている¹⁴⁸。

同年12月、高島は筑波艦に乗船し、陸海軍武官とともに樺太に向かうが、風濤のため樺太にいけず、函館に帰っている¹⁴⁹。高島が、後年になって西郷とロシアのことを語るの、高島本人がこのような経験をしていたことも関係しているとおもわれる。

ロシア問題の素描である。明治7年(1874)1月6日、岩倉への書簡で大久保はロシア全権公使に自ら行く意思があることを述べている¹⁵⁰。しかし同月12日に、ロシア特命全権公使に黒田が推薦した榎本武揚を決め、肩書きを必要とするため14日に榎本は海軍中將に任命されている。そして18日にカラフト問題をさきに処理し、その後に朝鮮問題を処理することになる。

結局、明治8年(1875)5月7日に、ペテルブルグでロシアのゴルチャコフ外相と千島・樺太交換条約に調印、8月に批准している。このとき樺太をロシアに譲るかわりに、千島列島、ウルップ(得撫)島まで18島を日本はえている。そして、明治9年(1876)4月下旬、樺太にある日本の家作・建物をロシアに売り渡した代金74,671円91銭をペテルブルグで受け取っている¹⁵¹。

大蔵省を分割して、内務省を置くのが、明治6年(1873)11月10日である。この日、西郷は鹿児島武屋敷に帰っている。そして福岡孝弟が司法大輔を辞任し、大判事佐々木高行が司法大輔と

145 日本史籍協会編(1969) p.211。

146 同書、p.211。

147 宮内庁(1969) 第三、p.158。

148 同書、pp.158-159。

149 同書、p.180。

150 日本史籍協会編(1983A) p.279。

151 中山編(1958) p.1。

なる（佐々木は同年4月17日、江藤と袂をわかって司法大輔を辞任している）。

11月29日、大久保は内務卿となる。12月7日夜、鹿児島分営所が焼失する。出火の原因はわからないままであるが、西郷派の連中が放火したとの風聞がある。このときに西郷派の連中は分営将校に解隊を迫る。同年12月21日、22日、鹿児島分営所から熊本に移動させられた兵隊に呼応して、熊本営所の兵隊も不平を唱え、一夜に18回の出火がある。三条以下がこれを知り、驚愕痛嘆することになる¹⁵²。

内務省職制、事務章程が定められるのは、明治7年（1874）1月10日である。それによると、内務省の管掌は、国内の安寧・人民の保護にあり、勸業・警保・戸籍・郵便・土木・地理6寮と測量司とから構成されている。同年1月9日には警保寮を司法省から内務省に移している。その結果、行政警察は内務省、司法警察は司法省が統括することになる。

そして岩倉が武市熊吉（高知県士族）等に赤坂食違で襲われる赤坂喰違事件がおこるのが明治7年（1874）1月14日である。その翌日1月15日には内務省直属の東京警視庁をおいている。そして1月24日、警保助川路利良が大警視となり、長官の事務をおこなうようになる¹⁵³。

12

佐賀県士族等に暴動の兆しありとして、熊本鎮台に出兵命令が下るのが、明治7年（1874）2月4日である。佐賀の乱である。熊本鎮台司令長官は谷干城少将、熊本鎮台司令長官代理は陸軍中佐中村重遠である。このときの熊本鎮台には山川浩少佐、奥保鞏大尉がいた。佐賀の乱は同年3月1日には鎮圧され、4月13日には江藤は梟首となり終焉する。

同年2月9日、大久保の九州出張が決まり、2月10日には大久保に鎮圧・賞罰等の全権が与えられる。陸軍少将野津鎮雄は熊本鎮台出張となり、12日、東京鎮台第三砲隊、大阪鎮台歩兵2個大隊を指揮することになる。東京鎮台第三砲隊は将校4人を含む144人、大阪鎮台第四大隊は将校17人を含む579人、大阪鎮台第十大隊は将校19人を含む631人の部隊である。合計1,354人から構成される部隊である。さらに熊本鎮台の第十一大隊647人（将校22人）、第十九大隊682人（将校23人）が戦闘に投入される。総計2,683人である。これに加えて、大阪鎮台から831人、広島鎮台から492人、近衛から1,070人、東京鎮台から180人、合計2,573人が動員されている。両方合わせて4,256人である。このうち戦死者数は184人、戦傷者数は174人である¹⁵⁴。

以下において、佐賀の乱における高島の軌跡を時間の経過とともにみることにする。

明治7年（1874）2月13日、江藤は檄文「決戦之議」を示す。内閣顧問島津久光は、鹿児島の

152 鹿児島県維新史料編さん所（1980）p.989。

153 宮内庁（1969）第三、p.190。

154 陸軍参謀局編（1875）表、死傷録、p.8。「表」では総計5356名で、100名おこなっている。

西郷がこれに呼応しないように要請するため、自身の鹿児島行きを提案する。これが認められて、2月20日、内旨により鹿児島に行き、西郷に江藤の説得を要請している。しかし西郷はこの要請を拒否している¹⁵⁵。

島津久光は、その後もそのまま鹿児島にとどまっていたのを、万里小路博房、山岡鉄太郎両勅使が迎えにきて、4月15日に鹿児島を立ち、4月21日、東京についている。

2月14日、大久保は東京を出発する。山田顕義少将、井田譲少将（広島鎮台司令長官）とともに汽船北海号（運輸船）にのり、午後5時に横浜を発して、長崎を目指す¹⁵⁶。

2月16日、佐賀の暴徒は佐賀県庁（佐賀城）を攻撃する。この日北海号が神戸港に入港し、大久保は山田少将、井田譲少将とともに大阪にむかう¹⁵⁷。

2月17日、大阪安治川口から大久保は山田少将そして野津鎮雄少将は第四大隊とともにアメリカからの傭船ニューヨーク（新約克）号（運輸船）に乗船し、第十大隊の乗船する北海号、東京から第三砲隊を乗せてきた猶龍号（運輸船）の3艦は西博多にむけて出港する¹⁵⁸。

佐賀の暴徒征討令が2月19日に出される。この日午前11時に大久保一行は博多港に到着し、本陣を博多中島においている¹⁵⁹。

2月23日、嘉彰親王を征討総督に、近衛都督陸軍中将山県を征討参軍に任命する。さらに翌日24日に海軍少将伊東祐磨を征討参軍に任じている。

2月28日、慰問のための使者として、高島侍従番長の佐賀派遣が決まる。3月2日、征討総督嘉彰親王、征討参軍山県、同伊東は龍驤艦に乗船して、横浜港を出発する。彼らが博多に着くのは3月8日である。3月5日、陸軍少将野津鎮雄は征討総督参謀長となる。

3月8日晚、慰問のため明治天皇の使者として侍従番長高島は佐賀に到着し、大久保等に聖旨を伝え、同時に三条、岩倉から託された書状を大久保に渡し、東京の情勢についての口上を伝えている。またこのとき、山田陸軍少将、野津鎮雄陸軍少将、岩村高俊佐賀県令および兵隊に明治天皇からの酒饌が高島から渡されている¹⁶⁰。

宮内少輔吉井は3月8日に辞官が認められ、特命全権大使榎本武揚がロシアに行くのと一緒にヨーロッパ巡遊にでかける¹⁶¹。日本が緊迫しているときであり、たんなる休暇とはおもわれない。このとき吉井に与えられた役割は、スイス留学中の大山に西郷説得を依頼することである。ここでもまた三条、岩倉は吉井に書を託している。

その結果、明治7年（1874）10月3日に大山は帰朝するとともに帰鹿して、約1ヶ月間鹿児島

155 宮内庁（1969）第三、pp.207-210。

156 陸軍参謀局編（1875）p.7。

157 同書、p.11。

158 同書、p.13。

159 同書、p.18。

160 同書、pp.42-43。

161 宮内庁（1969）第三、p.225。

に滞在して西郷の上京を説得する。これを西郷は拒否する。大山は11月にはあきらめて帰京することになる。

2月28日に、岩倉から大久保に宛てた手紙である¹⁶²。

「さて此度高島侍従番長被差向御慰勞之御沙汰に候東京之景況は委細同人より御聞取被下候は、分明と存し候」

3月11日の大久保から三条に宛てた手紙である¹⁶³

「去る8日高島侍従番長到着御投書并に同人へ被仰含候口上の趣逐一拝承」

3月9日、高島は大久保、山田とともに佐賀城の堀端を散策し、乱鎮圧後3月10日には、大久保の使いとして、福岡の征討総督嘉彰親王を尋ねている。内容は、鹿児島に逃げた賊を捕縛するために、鹿児島に参謀を派遣することを依頼することである¹⁶⁴。

3月12日には、役目を終えて福岡から佐賀に帰り、翌13日には大久保を訪れている¹⁶⁵。

高島は3月17日にも大久保、山田、山口尚芳等とともに、佐賀旧知事（鍋島家）別邸を見学のため訪れている。

3月18日には岩倉、三条に伝えることを大久保と打ち合わせ、翌3月19日に大久保の書状をもって東京にむかっている¹⁶⁶。3月26日に高島は帰京する。

3月27日、征討総督嘉彰親王は熊本に着く。嘉彰親王征討総督が、陸海軍に関するすべての権限を持っているが、賊徒等の刑罰に関しては、大久保の権限内にとどまっていた。この日、明治政府は、嘉彰親王の征討総督、山県・伊東祐磨の征討参軍の職を解き、賊徒等犯罪処刑の権限を嘉彰親王にあたえて、大久保はその指揮下に入ることを決める。このことを、侍従番長高島は兩人に伝える役割をおうことになる¹⁶⁷。

江藤の逮捕時のエピソードである。3月29日に江藤は高知県甲浦^{かんのうら}で捕縛される。江藤は船田次郎と江口十作を護衛として、鹿児島に行き、日奈久温泉で西郷にあう。その後、日向の飢肥に行き、小倉處平の世話になる。油津から船で四国の佐田岬に上陸し高知に行く。高知では、林有造、片岡健吉にあう。その後、高知をのがれて、愛媛との国境の甲浦で逮捕される。

江藤が甲浦で追手に囲まれたとき、たまたまそこにいた土佐の立志社のものが追手と交渉し、

162 日本史籍協会編（1983A）p.402。

163 同書、p.390。

164 同書、p.391。

165 日本史籍協会編（1969）p.249。

166 日本史籍協会編（1969）pp.248-250、鹿児島県歴史資料センター黎明館編（1988）p.431。

167 宮内庁（1969）第三、p.230。

踏み込むのをしばらくまたして、江藤を説得することになる。そして江藤には、日本国内は無理だから、海外に逃げることを勧める。これに対する江藤の対応を板垣が後年になって書いている¹⁶⁸。

イヤご厚志は誠に辱けないが、もう斯うなつては天命である。数日来碌々寝もしないで山路を遁走したから身体は綿の如く疲れて、之から逃げると云つても走られない。此所で潔く縛に就くと決心したものゝ、如何にも睡むくて堪らない。願わくば君の厚志で一と晩ゆっくり寝さして貰う訳に行くまいかと云つて、如何に勧めても遁走の事は応じない。そこで其の男も止むなく、それでは一と晩ゆっくり御寝みになる事を取り計らひましよう、再び捕吏の方に来て其の事を承諾させた。江藤も大に喜んで其の夜は其の男と色々語り合い、共に一所に寝て翌日悠然と縛に就いたと云う事である。吾輩はそれより十日許り過ぎて古沢と共に土佐に着して、其の話を聞いて大いに感に打たれた事であった。

明治7年(1874)4月3日、高島は参議大久保の職務内容変更を伝えるため、東京から御沙汰書をもってふたたび佐賀にいき、大久保に伝達する¹⁶⁹。翌日の4日高島は佐賀から熊本にいき、嘉彰親王に職務内容変更を伝達する¹⁷⁰。同月6日に嘉彰親王は熊本から佐賀に移動する¹⁷¹。この日陸軍少将野津鎮雄は佐賀の乱終息により征討総督参謀長解任となる。

高島は同月5日には熊本の白川から佐賀に帰ってきて、東京の動静を大久保に報告している¹⁷²。高島は、その後しばらく佐賀にとどまり、4月8日、同月10日、同月11日には大久保を訪ねてなにごとか話しをしている。このとき嘉彰親王と大久保は佐賀県出張裁判所で江藤等の裁判を聴聞している。高島もおそらくは聴聞したとおもわれる。そして4月12日に、高島は佐賀を後にしている¹⁷³。

その翌日の4月13日午前5時に佐賀県出張裁判所で判決が言いわたされて、当日午前6時、江藤、島義勇等は佐賀城中において梟首となる¹⁷⁴。

ところで、明治6年(1873)6月13日太政官第206号布告において「改定律例」を公布している。施行は同年7月10日である¹⁷⁵。

朕曩に司法に勅し、国家の成憲に原き各国の定律を酌み改定律例を修撰せしむ。今や編纂

168 板垣(1911) p.42。

169 日本史籍協会編(1969) pp.254-255。

170 宮内庁(1969)第三、p.230。

171 同書、p.230。

172 日本史籍協会編(1983A) pp.455-457、p.461、p.476。

173 日本史籍協会編(1969) pp.256-258。鹿児島県歴史資料センター黎明館編(1988) pp.434-435。

174 陸軍参謀局編(1875) p.46。

175 宮内庁(1969)第三、pp.84-85。明治文化研究会編(1968)第9巻、p.186。

成るを告ぐ。朕乃ち内閣諸臣と弁論裁定し之を頒行せしむ。爾臣僚其れ之を遵守せよ。

江藤司法卿は「改定律例」において、笞・杖・徒・流をすべて懲役とし、さらにそのうえに終身懲役をあらたに設けている。しかし、江藤は「改定律例」で梟首を廃止せずにのこしていた。したがって、明治7年(1874)4月13日、江藤と島が梟首となったのは、いわば江藤が改定した「改定律例」によって刑を下されたことになる。梟首が廃止されるのは、明治12年(1879)1月4日の太政官布告第一号によってである。

なぜ、佐賀県出張裁判所権大判事河野敏謙は梟首をえらんだのか。河野と大検事岸良兼養は4月12日午後到大久保を訪問して、江藤等の判決について伺いをたてている。そして嘉彰親王の決済をえて、江藤等の刑が確定している¹⁷⁶。裁判所で決められた判決ではなく、大久保が決め、それに嘉彰親王が裏書を与えたものである。したがって、江藤の梟首を決めたのは河野ではなく大久保ということになる。

高島は帰京の途中に熊本鎮台の野津鎮雄をたずねて、鹿児島島の騒乱を慮って、さらには八代の地形を踏査したということである。ということは、この時点においても高島は鹿児島にことあるとき、政府側に立つことを決めていたということである。このようなエピソードからも、高島がはやくから大久保派であり、西郷派ではなかったことをうかがうことができる。

当時、大久保は内務卿である。内務卿の大久保が直接佐賀に出向くということは、江藤を憎むという理由もあげられるが、それ以上にこの時期における日本全体における佐賀の乱の重みを考えたとおもわれる。西郷は鹿児島にあり、高知を始め全国には不平分子が存在する。佐賀の乱を迅速に、手際よく処理することが重大だという判断である。さらには西郷のいないこの時点では、大久保が軍の指揮をとらなければ、軍がまとまらなかったということである。このとき大久保の手足となるのが、吉井であり、野津兄弟であり、そして高島であったとおもわれる。

4月15日に西郷従道が、佐賀の大久保を訪れ、台湾事件、東京事情を報告しているなかに、高島に話せというくだりがある¹⁷⁷。この箇所は、欠文になっていて、西郷従道が大久保から高島に何を話せといったのかはわからない。

征討総督嘉彰親王と参議大久保は神戸で合流して、一緒に龍驤艦に乗船して神戸港を出港するのが明治7年(1874)4月21日である¹⁷⁸。二人は4月24日に帰京して、4月25日に復命している。

さて高島の論功行賞である。明治7年(1874)5月12日、正6位侍従番長から陸軍大佐となる。さらに5月13日、高島は陸軍省第一局副長、および陸軍省第一局長代理となる。このときの陸軍省第一局長は陸軍少将津田出(明治7年2月8日～同年10月5日)である¹⁷⁹。陸軍省第二局長は

176 日本史籍協会編(1997) p.258。

177 日本史籍協会編(1969) p.259。

178 陸軍参謀局編(1875) pp.46-47。

179 杉本編(1894) pp.149-150。

鳥尾小弥太である。

ちなみに大佐は4等、奏任官であり、月給250円である。侍従番長は5等、月給は200円である。

13

明治7年(1874)5月15日の夕方、高島は大久保を訪問する¹⁸⁰。5月22日、23日にも大久保を訪れる¹⁸¹。同月23日、島津久光は建言書を提出し、大隈の罷免等を求め、さらに大久保がこれに反対するのであれば、大久保の罷免をも要求している。これにより5月25日、大久保は辞表を提出する。

同年5月27日朝、高島は野津鎮雄、道貫、種田政明とともに大久保を訪れ、津田出陸軍大輔のことを話題にしている。さらに午後4時頃に、高島ひとりが大久保を訪れ、ふたたび津田のことを談判している。津田になにか不都合があったとおもわれる。津田はこのとき陸軍省第一局長であり、高島は陸軍省第一局副長および陸軍省第一局長代理である。翌28日にも、高島は大久保を訪れている¹⁸²。

高島が陸軍省第一局長である津田のことを相談したということは、大久保に陸軍のことを相談したことになる。当時大久保は陸軍のことに興味を示すだけではなく、陸軍に対して権限をもっていたということである。

同年6月3日、野津鎮雄、道貫とともに高島は大久保を訪れ、なにか申し入れをしているが、その内容はわからない。6月7日、午後には、大久保が高島の家を訪れて、高島に今晚来るように伝え、午後9時に、野津(鎮雄か道貫かどちらかは不明であるが、おそらく道貫であろう)と高島が大久保を訪れている。大隈のこと、その他のことについて、大久保は詳細に話をしたと述べている¹⁸³。島津久光の大隈をやめさせろ、あるいは大久保をやめさせろとの提言に対する善後策を話したものとおもわれる。

高島等が大久保に陸軍のことを相談したように、大久保もまた政治向きのことを高島等に話しをしている。このことから高島は当時、大久保の股肱の部下の一人であった可能性が高い。高島はこの時期、野津鎮雄、道貫とともに大久保のところへ頻繁に出入りしている。

なぜ高島と野津道貫が行動をともにしているのかというと、高島の妹が野津道貫の妻であるということだけではなく、この時期、高島と野津道貫はおなじ場所に住んでいた。上原勇作が、陸軍少佐野津道貫の書生となるのが、明治4年(1871)12月である。当時野津の家は麴町区下二番町33で、構成は野津道貫夫婦、高島夫婦、高島の母、下男3人(内1人が高島家の下男で全員が

180 日本史籍協会編(1969) p.269。

181 同書、p.271。

182 同書、pp.272-273。

183 鹿児島県歴史資料センター黎明館(1988) pp.442-445。

鹿兒島県人)、女中 2 人、書生 7 人で、上原を加えて 18 人の所帯である。野津と高島とはそれぞれ別棟である¹⁸⁴。

おそらく、高島と野津道貫は上京してから、麹町区下二番町 33 の屋敷を共同で購入したとおもわれる。その後、高島が明治 11 年 (1878) には紀尾井町の屋敷に移転しているところを見ると、下二番町の屋敷購入は野津道貫が主役だったのかもしれない。それはともかく、侍従として高島は下二番町から皇居に通ったことになる。

明治 7 年 (1874) 6 月 14 日、高島は従 5 位に叙せられる。同年 11 月 2 日には、参謀局御用掛を兼務している。

旧庄内藩主酒井忠篤^{ただすみ}が従 5 位に叙せられるのは、明治 5 年 (1872) 1 月 6 日であり、陸軍少佐に任命されるのは同年 2 月 30 日である¹⁸⁵。これをみると、高島は陸軍大佐、従 5 位という地位にかなり早く就いたといえる。

これを確かめるために、明治 8 年 (1875) 2 月頃の陸軍の将官をみると、つぎのようになっている¹⁸⁶。

大将 西郷隆盛

中将 山県有朋、西郷従道、黒田清隆

少将 四条高謨、山田顕義、鳥尾小弥太、桐野利秋、三浦梧楼、谷干城、野津鎮雄、篠原国幹、曾我祐準、種田政明、津田出、井田讓、三好重臣、大山巖

大佐 谷重喜、福原実、福原和勝、黒川通軌、高橋勝政、小沢武雄、揖斐章、野津道貫、高島鞆之助、原田一道、大築尚志、武田成章

中将は 3 人で、位階は山県と黒田が正四位、西郷従道は従四位である。少将は 14 人で、位階は四条と山田が正四位、他は大山を除いて正五位である。大山は正六位である。大佐は少将よりも少なく高々 12 人で、位階は全員が従五位である。高島はそのひとりである。

中佐は 37 人である。このとき、のちに大阪偕行社附属小学校初代設置者となる鹿兒島出身の今井兼利は中佐、大阪偕行社附属小学校初代校長となる山口出身の守永馨は少佐である。守永は明治 7 年 (1874) 1 月 28 日、陸軍大尉から陸軍少佐となり、同年 2 月 18 日には従六位に任じられている¹⁸⁷。大阪偕行社附属小学校 2 代目校長となる小池友愛はこのとき大尉である。なお小池は茨城出身である。大阪偕行社附属小学校 3 代目校長となる教導団出身の別府忠純はこのとき少尉試補である¹⁸⁸。

また戊辰戦争における鹿兒島藩遊撃三番隊の小隊長西寛二郎は少佐である (戊辰戦争では、西

184 荒木編 (1937) 上、p.68。

185 杉本編 (1892) 中、p.68。

186 『掌中官員録』pp.38-40。松下 (2001) p.31。

187 『太政官日誌』明治 7 年第 10 号、第 30 号。

188 同上、p.41、p.51。

小隊長のもと、高島は教佐であった)。

高島が従5位に叙せられた明治7年(1874)6月14日、この日も高島は大久保を野津(おそらく道貫)とともに訪れている¹⁸⁹。

6月21日、22日、大久保を野津(おそらく道貫)とともに訪れている¹⁹⁰。6月23日、大久保を野津兄弟とともに訪れて、山県のことを話題にしている¹⁹¹。7月1日、大久保を野津兄弟とともに訪れている¹⁹²。7月5日にも高島は大久保を訪れている¹⁹³。7月9日には大久保を野津(おそらく道貫)とともに訪れている¹⁹⁴。

7月14日付の大久保の野津鎮雄宛手紙で、15日午後5時頃に、谷干城、樺山資紀を呼んでいるので、野津鎮雄にもくるようにさそい、さらに追伸で高島を誘うように依頼している¹⁹⁵。

高島子御賢弟御誘曳被下候様御願申上候也

これをうけて、7月15日、高島は野津兄弟とともに大久保を訪れている¹⁹⁶。そして洋食で別離の宴(台湾問題につき大久保の清国派遣が正式に決まるのは8月1日である)をおこなっている。このときには川村純義も呼ばれている¹⁹⁷。7月17日、大久保を野津(おそらく道貫)とともに訪れている¹⁹⁸。7月30日、大久保を野津(おそらく道貫)とともに朝7時前に訪れている¹⁹⁹。

7月31日、高島は、野津(おそらく道貫)とともに大久保を訪れている。大隈を訪ね、話をしたところ大隈は大久保の清国行きに反対である。それで清国行きを強行すると大隈が辞職する恐れがあると大久保に述べている。これに対して、大久保が心配することはないと安心させている。このときすでに伊地知と黒田に参議就任の内諾をえている²⁰⁰。おそらく、かつての失敗、大久保の留守の間に大久保排斥という問題をふたたび繰り返さないための布石とおもわれる。

8月2日、高島は大久保を訪れている²⁰¹。翌3日にも大久保を訪れている²⁰²。野津鎮雄は熊本鎮台司令長官(谷干城は4月5日に台湾蛮地事務参軍となっている)を兼務しており、7月某日まで東京にいて、7月に熊本に帰っている。野津鎮雄は8月にふたたび上京し²⁰³、大久保の出発

189 鹿児島県歴史資料センター黎明館(1988)p.447。

190 同書、p.448。

191 日本史籍協会編(1969)p.281。

192 同書、p.283。

193 同書、p.285。

194 同書、p.286。

195 鹿児島県歴史資料センター黎明館(1988)p.75。

196 日本史籍協会編(1969)p.288。

197 樺山(1988)p.271。

198 日本史籍協会編(1969)p.289。

199 同書、p.292、鹿児島県歴史資料センター黎明館(1988)p.454。

200 日本史籍協会編(1969)p.293、鹿児島県歴史資料センター黎明館(1988)p.454。

201 日本史籍協会編(1969)p.294。

202 同書、p.294、鹿児島県歴史資料センター黎明館(1988)p.455。

203 佐橋(1880)p.5。

を見送り、11月には熊本に帰っている。8月6日、高島は全権弁理大臣として清国に出発する大久保を野津鎮雄・道貫らとともに、横浜まで見送っている²⁰⁴。

樺山資紀の日記、12月4日につきの記述がある²⁰⁵。

午前高島海軍大佐其外三原氏来訪あり、熊本より昨夜出崎せり。同袖にて東久世通禧勅使を訪問せり。

台湾問題について、日本と清との交渉が纏まり、大久保は日本に帰国する。台湾に残り事後処理をした樺山が、勅使東久世とともに長崎に着くのが、同年12月3日である。ところで引用文には「高島海軍大佐」とあるが、当時、海軍大佐に高島姓の者はいないので、陸軍大佐の誤りであると思われる。高島「海軍」大佐を高島とすると、このとき高島は熊本にいたことになる。だとすると、熊本鎮台司令長官野津鎮雄が熊本に帰任するときに、高島も熊本に同道したのかもしれない。

ではなぜ高島は、長崎まで樺山に会いにいったのか。樺山は清国との交渉に大久保と同道しており、大久保と別れたのちのことは、大久保に東京で報告することになるので、大久保の依頼で樺山の情報を聞きにいったのではない。考えられるのは、熊本鎮台司令長官野津鎮雄が台湾の情報を必要としたことである。台湾問題で熊本鎮台兵を動員する必要があるのかないのか、熊本鎮台司令長官としては熟知しておきたかったとおもわれる。

明治8年（1875）2月5日、高島は教導団長に任命される。高島30歳のときである。このとき別府忠純は教導団生徒からすでに少尉試補となっているので、教導団で別府は高島と顔をあわすことはなかった。教導団の下士官多数が西郷にしたがって鹿児島に帰ったあるいはついていったので、高島は教導団の再構築という重要な仕事を担うことになる。

高島は、明治13年（1880）4月29日まで5年間この職にある。高島は明治10年（1877）3月28日に少将となるので、3年間は少将で教導団長を務めている。教導団長は本来、大佐がつとめる職である²⁰⁶。少将で教導団長をつとめたのは、高島だけである²⁰⁷。ここにも高島の特異性がある。

明治8年（1875）2月11日、いわゆる大阪会議において、元老院、大審院、地方官会議の設置を大久保、木戸、板垣の三者会談で決めている。これは1月8日から加賀伊（木戸の命名で、以後「花外楼」という）でおこなわれていたもので、伊藤、井上も同席している。これによって、同年3月に木戸、板垣が参議に復任する。

204 日本史籍協会編（1969）pp.297-298、鹿児島県歴史資料センター黎明館（1988）p.461。

205 樺山（1988）pp.289-290。

206 明治23年（1890）3月26日の陸軍教導団条例、第4条に団長は歩兵大佐若しくは歩兵中佐一人と記載されている。

207 曾我祐準は少将で教導団司令長官心得になっている。

明治8年(1875)12月27日、東京府北豊島郡雑司ヶ谷村付近で、近衛・東京鎮台・教導団の歩騎砲工輜重兵連合対抗演習がおこなわれる。東軍と西軍に分かれ、西軍の勝利におわる。高島は西軍の参謀長を務めており、この演習には歩兵11大隊、騎兵3大隊余、砲兵4大隊、工兵4小隊、輜重兵1小隊が参加している²⁰⁸。

明治9年(1876)1月15日、高島は下関に陸軍省から派遣されている²⁰⁹。

同年2月3日、高島は大久保を訪れ、福沢諭吉のことを話題としている。この前年の明治8年(1875)6月13日に、大久保は森有礼の自宅を訪問し、寺島宗則、福沢諭吉、箕作麟祥等と会食している。おそらく、同年6月28日に公布される讒謗律・新聞紙条例についての意見交換のために明六社の会合に招かれて、食事をともにしたものとおもわれる。そして、同年11月に、明六雑誌は廃刊となる²¹⁰。このころの高島は軍事、政治多岐にわたって大久保と話をしていたようである。

明治9年(1876)3月22日、高島は大久保を訪問している²¹¹。

14

明治9年(1876)10月24日、太田黒伴雄(通称大野鉄平)等170余人が藤崎八幡の境内に集合し、熊本鎮台を襲撃するという神風連(敬神党)の乱がおこる。このとき熊本鎮台司令長官種田正明少将は殺害される。しかしながら翌25日には鎮圧され、29日、大嶽山のふもとで集団自決することになる。

同年10月27日には、宮崎車之助等が神風連に呼応して福岡県秋月で挙兵する。秋月の乱である。宮崎の自刃によって短期間で終息する。

そして、萩の乱である。同年10月28日、前原一誠等は萩の政庁を襲う。この乱もまた一晩で鎮圧される。前原は11月5日、島根県宇龍で逮捕され、萩で山口裁判所判事岩村通俊に裁かれる。12月3日に結審し、前原は死刑となる。

10月29日、陸軍少将三浦梧楼、権大史品川弥二郎、陸軍大佐高島は萩の乱鎮圧のため山口県出張を命じられる²¹²。

12月13日、高島は小御所代で午餐に呼ばれているが、所労あるいは事故のためこれを拝辞している²¹³。

明治11年(1878)5月14日、紀尾井町で大久保は暗殺される。実行犯は島田一郎(加賀藩士)、

208 宮内庁(1969)第三、pp.546-547、杉本編(1993)p.226。

209 日本史籍協会編(1997)2、p.385。

210 日本史籍協会編(1969)p.407、p.470。

211 同書、p.480。

212 中山編(1958)p.84。日本史籍協会編(1997)2、p.385。宮内庁(1969)第二、p.660。

213 宮内庁(1969)第二、p.660。

杉本乙兼^{おとかね}、浅井寿篤^{かずとく}、長連豪、杉村文一、脇田功一の5人である。当時、高島は紀尾井町（尾張藩邸）に自宅があり、財部巡査^{たからべ}の知らせで、大警視川路利良よりも早く現場に駆けつけ、大久保の凄惨な遺体と対面している²¹⁴。

凶変当時の紀尾井町？ウム夫は淋しいものぢゃた。あの前においは此処を買うたが、どうもヒドイ処でう。樹木というものは一本もなかった。あの樹などは皆おいが植えたのぢゃ。
(中略)

名木も沢山あったろうが維新後みんな截って了った。樹木が有っては野蛮じゃというての。樹木の無いのが文明じゃそう。ハ、ハ、ハ。妙な文明もあるものじゃ。上野や増上寺は免れたが此処らは樹を切ってすっかり桑と茶とを植えつけて了った。此処へ立つと赤坂の通も見えるし公が凶変にお逢いになった所も手に取る様に見えた。

高島の談話からも、当時空き屋敷が多く、屋敷の庭を利用して桑の木や茶の木を植栽した桑茶政策がかなり徹底しておこなわれた様子をうかがい知ることができる。さらに明治11年（1878）5月には高島は麹町区下二番町33をでて、紀尾井町7番地に住居をかえていることがうかがえる。ではいつ移転したのか。高島は大久保暗殺の前に購入したと話している。高島は西南戦争に参加しているので、出征前・出征中に購入したとは考えられない。高島の家族は野津道貫の家族とおなじところに住んでいる方が安心である。野津道貫の家族もおなじだとおもわれる。おそらく、高島が西南戦争から凱旋した明治10年（1877）10月16日から大久保暗殺時の明治11年（1878）5月14日のあいだに購入したとおもわれる。

明治10年（1877）10月19日、高島は陸軍少将嘉彰親王、陸軍中将山県、陸軍少将曾我祐準とともに参内し、鹿児島征討の状況を報告している²¹⁵。11月9日には勲二等に叙せられ、旭日重光章を授けられる。11月10日、この日西南戦争に尽力した佐官以上の陸海軍将校の慰労のため、明治天皇は宮中の大広間で晩餐会を催している²¹⁶。おそらく、高島も参加したものとおもわれる。また12月15日には勲二等の年金500円を下賜されている²¹⁷。

このようにみてくると、明治10年（1877）11月、12月にはいそがしくて家を購入している時間がなく、紀尾井町7番地の屋敷の購入は、明治11年（1878）1月から4月、大久保が紀尾井町で倒れる2、3ヶ月前のことだとおもわれる。

高島と大久保との決別のときである。明治11年（1878）5月17日、高島は、大久保の葬儀に親

214 高島（1910）。佐々木監修（2004）pp.183-192。

215 宮内庁（1970）第4、p.290。

216 同書、p.307。

217 杉本編（1893）p.228。『枢密院高等官履歴』p.144。

族方として、西郷従道中将、大山・野津道貫各少将とともに参列している²¹⁸。

参考文献

- 荒木貞夫編 (1937)『元帥上原勇作傳』上、下、元帥上原勇作傳記刊行会。
- 板垣退助 (1911)「江藤新平を救はんとせし俠者」『日本及日本人』44年元旦号 (549号)、pp42-43。
- 「井上馨への裁判申渡書」(1925)『新旧時代』明治文化研究会、第一年・第5冊、p. 14。
- 色川大吉・我部政男 (監修) 内田修道編 (1990)『明治建白書集成』第二巻、筑摩書房。
- 円城寺清 (1938)『大隈伯昔日譚』京口元吉校訂、富山房。
- 大内兵衛・土屋喬雄編 (1962)『明治前期財政経済史料集成』第四巻、明治文献資料刊行会。
- 鹿児島県維新史料編さん所編 (1979)『忠義公史料』第6巻 (鹿児島県史料)、鹿児島県。
- 鹿児島県維新史料編さん所編 (1980)『忠義公史料』第7巻 (鹿児島県史料)、鹿児島県。
- 鹿児島県歴史資料センター黎明館編 (1988)『大久保利通史料一』(鹿児島県史料)、鹿児島県。
- 霞会館華族資料調査委員会編 (1993)『東久世通禧日記』下、霞会館。
- 樺山愛輔 (1988)『父樺山資紀』大空社。
- 宮内庁 (1969)『明治天皇紀』第二、吉川弘文館。
- 宮内庁 (1969)『明治天皇紀』第三、吉川弘文館。
- 西郷隆盛全集編集委員会編 (1978)『西郷隆盛全集』第三巻、大和書房。
- 西郷隆盛全集編集委員会編 (1980)『西郷隆盛全集』第六巻、大和書房。
- 佐々木克監修 (2004)『大久保利通』講談社。
- 佐橋富三郎 (1880)『野津鎮雄君之略伝』東京堂。
- 沢田章編 (1978)『世外候事歴維新財政談』明治百年史叢書、原書房。
- 渋谷秀雄 (1941)『攘夷論者の渡欧：父・渋谷栄一』双雅房。
- 新村出編 (1998)『広辞苑』第5版、岩波書店。
- 『樞密院高等官履歴』第3巻、大正の一、東京大学出版会、1996。
- 杉本勝二郎編 (1892)『華族列伝国乃礎』中、華族列伝国乃礎編輯所 (霞会館、1991)
- 杉本勝二郎編 (1893)『華族列伝国乃礎』下、華族列伝国乃礎編輯所 (霞会館、1991)
- 杉本勝二郎編 (1894)『国乃礎』後編下、華族列伝国乃礎編輯所 (霞会館、1991)
- 『掌中官員録』西村組出版局、明治8年 (1875) 3月。
- 高島鞆之助 (1910)「王政復古の大業は是からだぞ」『日本及日本人』臨時増刊、南洲号、1910年9月、pp. 43-48。
- 高島鞆之助子爵談 (1910A)「大久保公 (59) 当時の紀尾井町」『報知新聞』明治43年12月6日。
- 高島鞆之助子爵談 (1910B)「大久保公 (60) 両雄の心事 (一)」『報知新聞』明治43年12月7日。
- 高島鞆之助子爵談 (1910C)「大久保公 (61) 両雄の心事 (二)」『報知新聞』明治43年12月8日。
- 高島鞆之助子爵談 (1910D)「大久保公 (62) 両雄の心事 (三)」『報知新聞』明治43年12月9日。
- 高島鞆之助謹話 (1912)、「神武以来の英主」『太陽』臨時増刊、18巻13号、pp. 32-37。
- 『太政官日誌』明治7年 (1877) 第10号。
- 『太政官日誌』明治7年 (1877) 第30号。

218 日本史籍協会編 (1983B) p.389。中山泰昌編著 (1958) p.393。

寺岡寿一編（1979）『明治初期の官員録・職員録』第一卷（明治初期歴史文獻資料集第一集）、改訂第二刷、寺岡書洞。

寺岡寿一編（1980）『明治初期の官員録・職員録』第二卷（明治初期歴史文獻資料集第一集）、改訂第二刷、寺岡書洞。

東京大学史料編纂所蔵版（1998）『明治史要』全、附表、東京大学出版会。

内閣官報局編（1974）『法令全書』（復刻原本1889）第六卷 - 1、原書房。

内閣記録局編（1980）『法規分類大全』第54巻、刑法門 [1]、復刻（1890）原書房。

中山泰昌編著（1958）『新聞集成明治編年史』3巻、財政経済学会。

西島昇（2006）「陸軍少将今井兼利の墓」小田康徳・横山篤夫・堀田暁生・西川寿勝編著『陸軍墓地がかたる日本の戦争』ミネルヴァ書房、pp. 105-129。

日本史籍協会編（1969）『大久保利通日記』二、東京大学出版会。

日本史籍協会編（1983A）『大久保利通文書』五、東京大学出版会。

日本史籍協会編（1983B）『大久保利通文書』九、東京大学出版会。

日本史籍協会編（1983C）『大久保利通文書』十、東京大学出版会。

日本史籍協会編（1983D）『岩倉具視関係文書』五、東京大学出版会。

日本史籍協会編（1985）『木戸孝允日記』二、東京大学出版会。

日本史籍協会編（1997）『百官履歴』1、2、北泉社。

内閣官報局編（1974）『法令全書』（復刻原本1889）第六巻 - 1、原書房。

松下芳男（1956）『明治軍制史論』上、有斐閣。

松下芳男編（2001）『日本軍閥興亡史』上、芙蓉書房出版。

三上昭美（1981）「法規分類大全＜官職門＞解題」内閣記録局編『法規分類大全』第74巻、官職門 [13]、pp.1-28、原書房。

三崎一明（2008）「高島鞆之助Ⅱ」『追手門経済論集』第43巻第1号、pp.71-152。

三崎一明（2009）「高島鞆之助の侍従時代」『追手門経済論集』第43巻第2号、pp.

明治文化研究会編（1967）『明治文化全集』第一巻、憲政篇、日本評論社。

明治文化研究会編（1968）『明治文化全集』第九巻、正史篇（上巻）、日本評論社。

毛利敏彦（1969）『大久保利通』中央公論社。

毛利敏彦（1979）『明治六年政変』中央公論社。

毛利敏彦（1997）『江藤新平』中央公論社。

元田竹彦・海後宗臣編（1969）『元田永孚文書』第一巻、元田文書研究会。

山口常光編著（1973）『陸軍軍楽隊史』三青社。

由井正臣編（2004）『幕末維新の情報活動と政治構想 宮島誠一郎研究』梓出版社。

陸軍参謀局編（1875）『佐賀征討戦記』陸軍文庫。

若林滋（2005）『北の礎—屯田兵開拓の真相—』中西出版株式会社。

和田英松（1983）『新訂 官職要解』講談社。

（付記） 引用文について、仮名遣い・変体仮名を新仮名遣いに改めた箇所、カタカナをひらがなに変えた箇所、漢字を当用漢字に改めた箇所、句読点を付した箇所がある。